

## 国際私法および周辺分野の研究を振り返って

奥田安弘

- 一 はじめに
- 二 神戸大学の学生時代（一九七二年～八一年）
- 三 香川大学在職（一九八一年～八八年）
- 四 北海道大学在職（一九八八年～二〇〇四年）
  - (1) スイス国際私法の研究 (2) 香川大学時代の研究のフォロー
  - (3) 国籍法研究への転換 (4) 渉外戸籍法の研究 (5) 啓蒙書の出版など
  - (6) 外国法の研究 (7) 戦後補償裁判との関わり
  - (8) 二〇〇〇年からのヨーロッパ滞在の再開
- 五 中央大学在職（二〇〇四年～）
  - (1) 日本法の外国語による発信 (2) 北大時代の研究のまとめ
  - (3) 裁判との関わり (4) 養子縁組あっせんとの関わり

(5) 外国法研究のフォロー (6) 体系書

六 まとめ

- (1) 若い時代の外国法研究の必要性
- (2) 学会報告
- (3) 論文や本の刊行
- (4) 在外研究
- (5) 異分野の専門家との付き合い方
- (6) 年齢に応じた研究方法

一 はじめに

本日は、お招き頂き有難うございます。この講演は、高杉教授から二人のお弟子さんの指導をしてほしいと言われ、それならむしろ私の経験を話したいと申し出たことがきっかけです。仮に北大に在籍し続けていれば、そろそろ定年に近い年齢ですから、この機会に自分の研究を振り返っておきたい、という気持ちもありました。また高杉教授は、かつて香川大学において私の後任を務められていたこともあり、ご縁がありました。

今日は、単なる思い出話ではなく、なるべく実践的なアドバイスをしたいと考えております。それは、年齢・時代・環境に合わせた研究をしてほしいということです。私自身がそれぞれの年齢・時代・環境に応じて、様々な研究方法を工夫してきたつもりです。もちろん反省もあります。それらの話のなかに、今の若い研究者に役立つことが少しでもあれば、任を果たせるのではないかと思います。

## 二 神戸大学の学生時代（一九七二年～八一年）

私は、一九五三年、平和条約発効の翌年に生まれました。神戸大学に入学したのは、一九七二年であり、まだ少し学生運動の名残が見られましたが、全く関心がありませんでした。当時は、教養課程と専門課程が完全に分かれていたので、すぐに法律の本を読みたいと思った私は、向江璋悦『法曹を志す人々へ』（法学書院）を購入しました。ご承知のとおり、これは、司法試験の受験案内ですが、私にとっては、法律書の読書案内でした。

この受験案内によれば、憲法は清宮・宮沢、民法は我妻民法講義、刑法は団藤、商法は石井照久、民事訴訟法は兼子一等等の大著が基本書とされていました。しかし、国際私法については、江川英文教授の有斐閣全書（一九七〇年増補版）が基本書として挙げられていました。私が入学したのは、一九七二年四月ですから、折茂豊教授の有斐閣法律学全集『国際私法（各論）』（初版一九五九年、新版一九七二年）は出版されていましたが、池原季雄教授の同じシリーズの『国際私法（総論）』は、翌年（一九七三年）の出版であり、入学一年目で憲法から国際私法までを読もうと決めた私にとって、基本書は、江川教授の有斐閣全書でした。<sup>1</sup>これらの本の内容をすべて覚えたのかといえ、そんなことはあり得ませんが、ともかくノートをとりながら、全頁を読んだことだけは確かです。

さて、専門課程に入って、法学部の講義を履修し始めたのですが、その方針は、一風変わったものでした。第一は、成績評価にこだわらないということです。複数の教員が担当する科目は、なるべく評価の厳しそうな先生の授業を履修しました。その結果、時には「可」をつけられて、全体の成績はさえないものでした。教員は、もちろん加減をして成績評価をしているわけであり、その匙加減が授業のレベルにつながるわけではありません。ただ入学一年目で主な実定法科目の基本書を読んだ結果、そのような思い違いをってしまったのでしょうか。第二は、基礎法への傾倒です。本来で

あれば、四年生で受講するような英米法や西洋法制史を三年生で履修しました。これは、江川教授の有斐閣全書の影響だろうと思います。比較的コンパクトな本とはいえ、法律学全集の二著に劣らず、外国法や法制史の話がしばしば出てきたので、それらをきちんと勉強しなければ、国際私法を理解できないと思いました。

国際私法で大学院に進みたいと思ったのも、同様の理由からです。その頃たまたま多国籍企業に関する翻訳書を読んだことがきっかけとなり、漠然と多国籍企業の法律問題を研究したい、というようなことを考えていました。ところが、「国際私法は、ポストが少ないので、商法を選んだほうがよい」と言われて、商法専攻で大学院を目指すことになりました。本当のところは分かりません。教養課程のドイツ語の成績が悪く、語学力が貧弱であり、専門課程の成績も良くありませんでした。そんなさえない学生が「法律の中の法律」とさえ言われる国際私法を専攻するなど、とんでもないことだと思われたのかもしれませんが。

しかし、結果的には、窪田宏先生のもとで海商法を専攻したことは、私にとって大きな財産となりました。窪田先生は、私がかつとも国際私法を志望していたことを考慮して、修士論文のテーマに「至上約款 (Paramount Clause)」を選んで下さいました。至上約款とは、ご承知のように、わが国の国際海上物品運送法、そのもとになった船荷証券条約ないしその内容を取り入れた各国の国内立法に準拠する旨の条項のことです。これに「至上約款」という見出しを付けて、実務上広く使われていることは、わが国の海商法の本にも紹介されていましたが、詳しく研究した論文は存在しませんでした。

大学院生のなかには、有名な先生の本を読んで感激したので、自分も同じような研究をしたいという人を見かけることがあります。しかし、すでに優れた研究がわが国にあるのでしたら、それを凌駕することは至難の業でしょう。他方で、全く知られていない問題を取り上げることが、自然科学ならともかく法律学では、大きな危険を伴います。外国法

研究をするわけですから、諸外国にある程度の判例学説、あるいは立法などが存在する必要があります。資料が多すぎず、少なすぎず、ほどほどにあるようなテーマを選ぶこと、これは、とくに研究者の卵にとって重要なことであり、そのような常識をまず窪田先生から教えられました。オリジナリティとフィージビリティのバランスです。

つぎに、大学院では、イタリア語の指導を受けました。修士論文のテーマは、とくにイタリア法というわけではなく、私は、まずイギリス法から調べるつもりでしたが、窪田先生は、イタリア海商法の研究で優れた業績を残された方でした。二年先輩が一人いて、一年後輩が一人入ってきたので、三人で窪田先生の指導のもと、イタリア語の入門書から始め、つぎに『ピノキオ』を原文で読み、さらにイタリアの法哲学の論文を読んだような気がします。そして、窪田先生の商法講義シリーズの『保険法』（晃洋書房、一九七九年）に世界最古の保険証券の翻訳を掲載するため、皆で古いイタリア語を読む作業をしました。

窪田先生は、各国の言語に通じ、博覧強記であり、定年後は、廻船式目の研究書まで出版されています。もちろんフランス語やドイツ語の指導も受けました。また先生は、法律以外に社会学、人類学、民俗学などにも造詣が深く、レヴィ・ストロース (Claude Lévi-Strauss) や柳田國男の本も私たちに紹介されました。このように幅広い指導を受けたおかげで、さえない学生は、アカデミズムの世界を垣間見ることになりました。とくにイタリア語は、後にスイス国際私法を研究する際に必要不可欠でしたし、スペイン語なども、大体見当が付き、辞書を使えば、読解くらいはできたので、助かりました。<sup>4)</sup>

肝心の修士論文のほうは、イギリス法を調べて、「至上約款の至上性」というテーマで提出し、六甲台論集二五卷三号（一九七八年）および四号（一九七九年）に掲載しました。その後、博士課程では、「ドイツにおける至上約款の至上性」六甲台論集二六卷一号（一九七九年）、実質上大学院時代の研究として、「合衆国法および日本法における至上約

款の至上性」香川法学一卷一号（一九八二年）を公表しました。その内容は、外国語の翻訳に少し不適切な箇所があるとはいえ、今改めて読んでも、理解できるものでしたが、どこに行っても、「よく分からない」と言われました。今にして思えば、抵触法的指定と実質法的指定の違いを丁寧の説明すべきであったと悔やまれますが、より根本的には、船荷証券条約およびその内容を取り入れた各国の国内立法法の適用根拠という後のテーマに取り組まざるを得ない宿命にあったと思います。しかし、当時の私は、各国法を羅列するだけであり、そのように研究を進展させるということを知りませんでした。ひとえに勉強不足によるものです。

それとは別に、私にとって大問題であったのは、ドイツ語です。当時は、修士課程の入学試験も二か国語であり、博士課程では、もちろん二か国語の試験があったので、語学力の貧弱な私は、修士課程の入学後すぐに、神戸日独協会のネイティブの先生のクラスに通い始めました。海商法といえは、当時から英米を研究する人が多かったように思いますが、ドイツにおいても、立派な研究書が何冊か出版されており、ドイツ語教室に通い続けた私は、いつしかドイツ留学を目指すようになりました。私にとって幸運であったのは、ホイザーさん (Robert Heuser) がドイツ学術交流会 (DAAD) の講師として、神戸大学などに招かれ、私に個人レッスンをして下さったことです。<sup>6</sup> 私は、すでに二回、DAADの奨学金試験に落ちており、三回目の試験でも、日本人の審査委員が猛反対をしたのですが、ホイザーさんがその方を説得して、合格させたと聞いております。

### 三 香川大学在職（一九八一年～八八年）

ちようど同じ頃に、香川大学への就職が決まりました。法学部を新設するため、国際取引法の担当者を探していると

いう相談が窪田先生にあり、先生が私を推薦して下さいました。就職に有利ということで、大学院では商法を専攻しましたが、論文のテーマが至上約款では、商法で採用してくれるところはなかったということです。

香川大学のほうでも、私の論文は分かりづらいと思つたようですが、幸い他に有力な候補者もおらず、運よく採用されました。ただし、法学部であるにもかかわらず、国際私法がなく国際取引法だけであるのは変だと思つたので、後に私のほうから申し出て、隔年で国際取引法と国際私法を交互に講義する形に変更してもらいました。澤田壽夫ほか『国際取引法講義』（有斐閣、一九八二年）の「はしがき」によれば、わが国の大学で一九八〇年末までに国際取引法を講じているのは九校、将来の開講を検討しているのは一三校とのことから、ちように国際取引法が広まる草創期であつたと言えます。しかし、専門家以外は、法律の研究者でも、国際私法と国際取引法の区別があまりつかないという状況が当時からあり、今もまだ続いているように思われます。

ともかくも私は、国際取引法専攻ということで、ようやく国際私法学会および国際法学会に入会を許されました（海法学会には、大学院時代に入会していました）。しかし、D A A Dの奨学金試験に合格していたので、香川大学で講義をする間もなく、ドイツへの旅に出かけました。ドイツ語が不十分とのことで、ゲーテ協会で四か月（リユーネブルク、マンハイム各二か月）の語学研修を受けた後、私に向かったのは、ハンブルク大学のシュミット (Karsten Schmidt) 教授のもとでした。先ほど私は、ドイツにおいても、海商法の立派な研究書が何冊かあると申し上げましたが、その著者たちは、すでに引退されたり、亡くなられたりして、現役で海商法を研究する大学教授は、ごく僅かでした。シュミット教授も、ちように海商法のモノグラフを出版したところでしたが、初対面の第一声は、「本当は海商法ではなく会社法をやりたいし、ハンブルク大学から他の大学に移りたい」というものでした。<sup>7)</sup>

もちろん、あらかじめ手紙を書いて、受入れの承諾を得ていましたが、あまり歓迎されていないと感じた私は、やが

て国際私法担当のドロープニック (Ulrich Drobnig) 教授の上級者向けゼミナール (Oberseminar) に出席するようになりしました。ドロープニック教授は、マックス・プランク外国私法国際私法研究所 (以下「MPIハンブルク」) の所長を務めていたので、研究の場も、大学から研究所に移しました。そこでは、バセドー (Jürgen Basedow) 研究員 (現所長、ハンブルク大学教授) とも出会いました。神戸大学の図書館も、多くの蔵書を揃え、レベルが高かったと思いますが、言うまでもなくMPIハンブルクの図書館は、世界最高レベルです。そこで私は、日本では入手困難な船荷証券条約の制定過程に関する議事録などの資料、諸外国の本や論文を見つけては、必要箇所をコピーし、「国際海上物品運送法の統一と国際私法の関係——国際私法は排除されるか」香川法学二巻二号 (一九八三年) を帰国後に公表しました。この論文は、MPIハンブルクなしには、到底書けなかったものです。

ハンブルク滞在のメリットは、研究所の蔵書だけではありません。当時は、まだ日本人研究者の来訪が少なく、日本語環境から断絶された生活を送っていました。もちろん、インターネットなどありません。MPIハンブルクは、今でこそ図書館に席を確保するのさえ困難な状況ですが、当時は、訪問研究者が少なく、外国語文献を読んで、論文を書くのに集中するには、理想的な環境でした。ただし、あまりに研究環境が良すぎて、精神的に疲れてしまい、また生活環境 (冬の寒さなど) は、今よりもかなり厳しかったので、DAAD奨学金の延長など全く考えず、語学研修終了からちようど一年後の一九八二年九月末には、帰国しました。

もともと、その帰国前には、ハンブルクのコングレス・センター (CCH) において、ドイツ海法会 (万国海法会のドイツ支部) の講演会が開催され、私は、日本語論文を大幅に圧縮して、ドイツ語の講演をしました。それは後に、Zur Anwendungsnorm der Haager, Visby und Hamburg Regeln, Schriften des Deutschen Vereins für Internationales Seerecht, Reihe A, Heft 45, Hamburg 1983として刊行されました。また日本語で研究会報告をしたことがないので、



そんな無茶をよくしたものだと思いますが、日本に留学経験のあるノイマン (Reinhard Neumann) 弁護士と知り合い、ドイツ語の原稿を直してくれるというので、彼の事務所での講演をすることになった次第です。一九七七年に、ハンブルクにおいて、船荷証券条約の原則を大幅に修正する国連条約 (ハンブルク・ルールズ) が採択されたことも関係しています (そのため、わざわざボンから連邦法務大臣も講演を聴きに来ていました)。

さて、ドイツから帰国した後は、香川大学での講義をしながら、京都大学で毎月のように開催されていた関西国際私法研究会に出席するため、高松・関西間をよく往復していたように思います。帰国の翌年には、国際私法学会で研究報告をせよとのことで、もとより他に報告できるテーマがあるわけもなく、香川法学に掲載したばかりの論文で初めての学会報告をしました (一九八三年五月)。また、海法学会からも研究報告をしろと言われ、「国際私法学会と同じテーマでもよいでしょうか」と尋ねたところ、それでもよいと言われたので、引き受けたのですが、様々な事情から、急遽テーマを変更できないかという問合せが来ました。たしか学会報告まで三か月を切っていたと思います。たまたま東ドイツの海商法に関する本を買っていたので、慌ててそれを紐解き、海法学会での報告を乗り切りました (一九八三年一月)。その後、海法学会からは足が遠のき、窪田先生が亡くなられた二〇〇六年には、退会しました。

学会報告を乗り切って、次に直面した課題は、新しい研究テーマです。今度は、自分で探さなくてはなりません。私が考えたのは、統一法条約の研究を進展させることではなく、海事国際私法の分野で何かオリジナリティのあるテーマを探すことでした。最初に便宜置籍船を思い浮かべましたが、このテーマについては、すでに山内惟介教授 (当時は東大外国法文献センター助手) が論文を公表し、学会報告をされていたので、同様のテーマを取り上げることは、対象国や分析の視点を変えるにしても躊躇しました。そこで、MPIハンブルクで知り合ったプトファルケン (Hans-Jürgen Puffaken) 研究員のモノグラフを手がかりとしつつ<sup>8)</sup>、さらにケーゲル (Gerhard Kegel) 教授のフランス語論文、ア

アメリカの判例などを調べて、「船主責任制限の準拠法」香川法学四巻二号（一九八四年）を執筆しました。このテーマについては、わが国でも、いわゆる同則主義および異則主義というような問題が紹介されていましたが（たとえば江川教授の有斐閣全書など）、私は、全く別の観点から法廷地法主義を主張しました。

さらに翌年には、「統一私法と国際私法の関係——いわゆる涉外実質法の観点から」香川法学五巻三号（一九八五年）を公表しました。これは、船荷証券条約の適用根拠に関する論文をさらに一般化して、フランス・イタリア・ドイツの諸学説を分析したものであり、私は、あまり自信がなかったのですが、関西国際私法研究会で報告したところ、好意的に受け止めて頂いたように思います。いろいろ学説を取り上げていますが、きっかけとなったのは、やはりハンブルク滞在中に読んだクロポラー (Jan Kropholler) 教授の Internationales Einheitsrecht (1975) およびシュエーリッヒ (Klaus Schurig) 教授の Kollisionsnorm und Sachrecht (1981) など二つの教授資格取得論文 (Habilitation) です。ちょうど同じ頃に出版された舩場準一先生の「涉外実質法・直接適用法」『国際私法の争点』(有斐閣、一九八〇年) を読み、ラテン法系の考え方とドイツの研究者の考え方がずいぶん違うのを感じて、両者の比較を試みた次第です。

しかし、海商法分野への関心も捨て難く、翌年には、「海運同盟に対する米国政府規制の域外適用」香川法学六巻三号（一九八六年）を公表したかと思えば、その翌年には、「国内裁判所における統一法条約の解釈」国際法外交雑誌八六巻五号（一九八七年）を公表しました。前者では、海運同盟の問題に端を発して、イギリスの通商利益保護法にまで至った経緯を分析し、後者では、一九八五年の論文を別の角度に発展させ、私法条約へのウィーン条約法条約の適用を考察しました。

こうしてみると、香川大学時代の私は、一年に一本のペースで論文を公表してきましたことになりました。当時は、まだワープロもなく、二〇〇字詰め原稿用紙に万年筆でコツコツと書いていた時代です。研究室にエアコンなどありませんで

したから、夏は、汗で原稿が滲んだものです。しかし、「二年に一本、外国法研究の論文を公表する」、これが自分に課したノルマでした。最近では、若い研究者でも、日本の学説をまとめただけのいわば「まとめ論文」を公表することがあるようですが、少なくとも若いうちは、しっかりと外国法研究をしてほしいと願っています。その理由は、また最後に申し上げます。

さらに私が考えたのは、窪田先生の教えどおり、オリジナリティとフィージビリティのバランスです。当時から東大の助手論文は、学部卒業後僅か三年にもかかわらず、『法学協会雑誌』や『国家学会雑誌』に五回以上連載した後、一冊の本として出版できる程の分量であり、それはそれで素晴らしいことだと思います。しかし、私は、いきなり大論文に取り組むのではなく、わが国の学界であまり研究されていない問題は何かを考え、それに関する外国語文献がほどほどにあることを確かめて、テーマを決めてきたように思います。もちろん地方大学において、立派な図書館があるわけではなく、今のようには、短期間でも海外へ資料収集に出かけられる時代ではなかったので、Index to (Foreign) Legal Periodicalsなどの書誌 (bibliography) を活用して見つけた文献のコピーを他大学から取り寄せていました。

もともと、私は、必要とあれば、海運同盟や条約法条約など、狭義の国際私法の枠に収まらない研究をしていたので、国際私法の研究者とは見てもらっていないなかつたようです。たとえば、私の香川大学在職中には、『涉外判例百選(第二版)』(有斐閣、一九八六年) および『演習国際私法』(有斐閣、一九八七年) が出版されていますが、私には執筆依頼がありませんでした。『判例百選(第二版)』には、私より若い大学院生が執筆していましたし、最近の百選をみても、いわゆる国際取引法の担当者が執筆していますから、私は、国際取引法としても認めてもらえず、大学院生以下の扱いをされて、悔しい思いをしたものです。<sup>9)</sup>

#### 四 北海道大学在職（一九八八年～二〇〇四年）

そんな私が北大に移籍したきっかけは、曾野和明教授との出会いです。ドイツ滞在中には、将来の研究テーマのひとつとして、ウイーン売買条約を取り上げられることも検討していました。それは、国際私法ではなく実質法の観点からでした。そして、ドイツの国内旅行から少し足を延ばし、当時ウイーンの国連国際商取引委員会（UNCITRAL）の事務局長として出向されていた曾野教授を訪ねました。その際には、売買条約の議事録などの資料を頂いて帰りましたが、その後、私の論文を読んでいたということ、国際私法の担当者として採用して頂きました。

今から考えれば、私の研究は、国際私法の枠に収まっていなかったもので、よく採用されたものだと言われながら驚きます。溜池良夫先生から「北大で国際私法のポストに就くのであれば、国際家族法を研究しなさい」と言われたことを今でも覚えています。北大では、私が国際取引法の研究を続けるものだと思っていたようですが、それでは国際私法学者のほうが納得しないのだなと感じました。ともかく北大に赴任したおかげで、依頼原稿が増え（判例評釈、解説など）、曲がりなりにも研究者として認められた気持ちになりました。

研究環境も、大きく変化しました。当時は、まだ航空運賃が高く、科研費をとって、旅費を確保するというようなことも知らなかったもので、文字どおり同業者から孤立し、一人で研究を続けることになりました。しかし、前任者の五十嵐清教授および櫻田嘉章教授が図書を充実させて下さったおかげで、しばしば北大の図書館にこもりました。北大では、自分の研究費で購入した本も、図書館に配架し、共同で利用するという方針でしたので、結局、そうならざるを得ませんでした。さらに法学部資料室（法令判例室）の存在があります。毎週、和洋の新着雑誌がたくさんブックトラックの上に並べられ、月曜は、かなりの時間を雑誌チェックに費やしました。

さて、北大時代の私は、研究分野が格段に広がったので、以下では、テーマ毎に分けて取り上げたいと思います。

### (1) スイス国際私法の研究

実は、北大に赴任する際にも、その前年にスイス留学が決まっております。授業をすることなく、一年間の在外研究に出かけました。これは、日本学術振興会の特定国派遣事業によるものです。当時私は、再び海外に出かけたいという気持ちが強くなり、学術振興会の事業のなかで、たまたまスイスが比較的長期（一年）の派遣事業の対象となっているのを見つけました。しかし、採用されているのは、大部分が芸術系や自然科学系であり、法律研究者が採用された例は皆無でした。香川大学の同僚にそんな話をしたところ、関係者に相談してみると言われ、その後に応募をしたところ、幸運にも採用して頂きました。

スイスは、ちょうど一九八七年末に新しい国際私法が成立し、私が訪れたのは、その直後でした。フリブール大学のフォン・オーバーベック (Alfred E. von Overbeck) 教授に受入れをお願いしていましたが、一九八〇年からスイス比較法研究所の所長をしているとのことで、ジュネーブ空港に降り立った私は、ローザンヌに向かいました。しかし、ここでも歓迎されなかったようであり、新たにフリブール大学の教授になったフォールケン (Paul Volken) のところに行けということです。フォールケン教授は、法務省在職中にバーゼル大学のフィシャー (Frank Vischer) 教授と一緒に新しい国際私法の政府理由書を作成した人ですが、スイスでは、実務界から大学教授になるケースは珍しかったようであり、ご本人も少し緊張している様子が窺えました。もともと、かつて曾野教授と国連で売買条約の仕事を一緒にしていたこともあり、快く私を迎え入れてくれました。私は、小さな研究室をひとつ与えてもらい、普段は、そこで仕事をしつつ、週に一度だけローザンヌに行くという生活を始めました。

フリブールは、公用語がドイツ語およびフランス語であり、大学の授業も両言語で行われていますが（そのため授業数は倍になります）、日常生活は、フランス語です。ドイツ語で話している際にも、自分の街や大学のことをドイツ語のフリブールでなくフリブールというのは、そのせいです。しかも日本人は、皆無に近く（教会関係者が一人住んでいたようですが）、ローザンヌでも、たまたま長期の在外研究に来ていた山内惟介教授とたまに会うくらいだったので、それこそ日本語から隔離された生活を一年間送りました。アパートでは、家内と日本語で話し、論文は日本語で書いていたので、日本語を忘れるはずがないと思っていました。帰国後しばらくは、他の人と話をする際に、言葉がうまく出ないことがありました。

その後、フォールケン教授が一九九九年にリエカ大学のサルセビッチ (Petar Sarčević) 教授と一緒に英文の『国際私法年報 (Yearbook of Private International Law)』を創刊する際には、諮問委員会 (Advisory Board) のメンバーに<sup>(10)</sup>してもらったり、二〇〇〇年以降に比較法研究所を訪れた際には、研究室をもらったり、裁判の鑑定書を依頼されたりしましたが、その出発点は、一九八八年の滞在にあります。

研究課題は、もちろん一九八七年末成立、一九八九年施行のスイス国際私法です。それをどのように取り扱うのかを決めるため、まず全二〇〇か条のドイツ語・フランス語・イタリア語の正文をすべて読んで、各言語の違いや草案からの修正点などを明らかにした訳文を作成しました。これは、「一九八七年のスイス連邦国際私法（条文翻訳）」戸籍時報三七四号〜三七九号（一九八九年）として公表しました。翻訳の際には、正確を期すため、政府の理由書、各界からのパブリック・コメント、議会の議事録などの一次資料はもちろん、必要に応じて研究者の著書論文といった二次資料も参照しますから、自ずと法律の全体像が見えてきます。結局のところ、法典化の必要性、属人法の決定基準、一般例外条項の三つを取り上げ、「スイス国際私法典における若干の基本的諸問題」北大法学論集四〇巻二号（一九八九年）、四

○卷三号（一九九〇年）を執筆しました。これらの三つが基本問題だというスイスの学説があつたわけではありませんが、法律の全体を見渡して、私自身が基本問題と判断しました。

このスイス国際私法の研究は、私にとって、改めて研究方法の自覚を促すものでした。たとえば、他の人から見たら、住所地法主義を採用するスイス国際私法を研究したのであるから、さぞかし住所地法主義に好意的であると思うかもしれませんが、私は、むしろその逆です。スイス国際私法の成立当時で、人口七〇〇万人のうち一〇〇万人が外国人である状況は、わが国と全く異なります。そのような違いを認識すれば、なおさらわが国の場合は、住所地法主義を採用する状況にはないという確信を強くしました。また同時に在外スイス人が四〇万人いて、その保護が憲法に規定されていることは、スイス人にとって自明のことであり、スイス国際私法の関係資料を読んでも、改めてそれに触れているものは見当たりません。しかし、我々日本人がスイス国際私法における住所地法主義の例外を理解するためには、不可欠の情報です。

このように資料をしっかりと読むこと、とくに一次資料を読んだうえで、二次資料を読む、さらに資料の背景まで調べ尽くすことが外国法研究の基本であることは、今さら言うまでもありません。最近の若い人の研究を見ると、外国法をわが国に取り入れることに目を奪われ、外国法を外国法として研究すること、その法体系全体や社会的背景にまで踏み込んで研究することが疎かになっているのではないかと危惧されます。またスイス法は、ドイツ語・フランス語・イタリア語が公用語であり、各条文がすべて同等に拘束力を有します。議会の議事録では、ドイツ語の発言とフランス語の発言がそのまま掲載され、両言語を理解できなければ、議事録を読むことさえできません。法律は、まずドイツ語とフランス語の条文が作成され、最後にイタリア語の条文が作成されるようですが、それらの言語の間の違いがスイスの判例学説ではしばしば問題となります。判例も、各言語圏の裁判は、当然その言語で審理され、判決が下されますし、

連邦裁判所でもそのままです。スイス法について書くのに、ドイツ語の資料しか読まない人がいるようですが、三つの言語は必要不可欠です。

## (2) 香川大学時代の研究のフォロー

その後、私は、スイス国際私法の研究にのめり込んでいったわけではなく、むしろスイス法研究がきっかけとなって、香川大学時代の研究をフォローする必要性を感じました。そこで執筆したのが、「国際私法立法における条約の受容」北大法学論集四一卷二号（一九九〇年）および「アメリカ抵触法におけるジュリスディクションの概念——アルコア事件判決再考」北大法学論集四一卷五・六号（一九九一年）です。前者は、統一法条約の解釈に関する論文を補うものですし、後者は、海運同盟の域外適用に関する論文を補うものです。それは、さらに「渉外民事事件における過剰管轄」という国際法学会における研究報告（一九九一年五月）に発展しました。<sup>(1)</sup>

このように私の研究は、あまり体系的ないし網羅的ではありませんでしたが、統一法条約および域外適用については、ある程度のもとまりを形成してきたように思えたので、北大法学部叢書として出版したいと申し出ました。ところが、難題がひとつ起きました。出版元が叢書の出版条件を見直したいということです。結局のところ、北大法学部叢書は、一九九四年から再開し、二〇〇〇年頃まで続きましたが、ちょうど私が出版を希望した時期は、叢書の刊行が停止されていました。そこで、科研の研究成果公開促進費の交付を受け、叢書から切り離して出版を引き受けて頂いたので、「ある程度売れないと困る」というプレッシャーがかかることになりました。これが私ひとりの思い込みであつたのかどうかは、定かではありませんが、いずれにせよ、既発表の論文をそのまま転載するわけにはいかないと思い、とくに一九八三年から八五年までの三本の論文については掲載を見送り、代わりに少し無理をして一般的な記述を加えました。



こうして私は、初めての著書、『国際取引法の理論』（有斐閣、一九九二年）を出版しました。今となつては、反省することばかりですが、タイトルは、他に付けようがなかった気がします。○○論集とするのは、芸がなさすぎますし、そもそも私の研究は、国際私法の枠からあまりに大きく外れており、かといって他の伝統的な法分野のいずれかに当てはまるわけでもなく、分野を特定することが困難でした。また国際取引法の教科書や体系書を出すわけではないので、最初に国際取引法の定義を行うことは、他の部分とのバランス上も考えられませんでした。さらに「はしがき」においては、澤木敬郎先生の『国際私法入門』（有斐閣）に書かれていた国際取引法の統一化傾向と分裂化傾向に触発された旨を書いています。これは、澤木先生の本（一九八四年の新版および一九九〇年の第三版）を学部の講義に使ったこともあり、敬意を表する気持ちで書いたものです。

### (3) 国籍法研究への転換

ちょうど同じ頃に転機が訪れました。熊本女子大学（現・熊本県立大学）の石橋敏郎教授が内地研修のため北大に長期滞在した際、親しくお付き合いをさせて頂いたので、石橋教授が熊本に戻った後、私を講演に招いて下さいました。石橋教授の専門が社会保障法であり、法学部ではない生活科学部で話をするため、ちょうど東京地裁に係属中であつたアンデレ事件を題材に取り上げて、後に「国籍法および国際私法における子の福祉」戸籍時報四一七号（一九九二年）として公表しました。そうしたところ、朝日新聞の小山内伸記者がこの短文を読んで、取材を申し込んでこれ、それから最高裁判決に至るまで、私は取材に協力し、コメントを掲載するようになりました。

この事件は、アンデレの養父母となつたアメリカ人牧師のリース夫妻や中川明弁護士長の個性もあって、広く世間の注目を集めました。<sup>12)</sup>東京地裁で勝訴し、東京高裁で敗訴した後、中川弁護士は、私に意見書の執筆を依頼してこれらま

した。その時点では、すでにヨーロッパ各国の国籍法を研究した論文「国籍法二条三号について」戸籍時報四三二号、四三四号（一九九四年）を公表していたので、この論文を添えて、内容を要約した意見書を最高裁に提出しました。一九九五年の最高裁判決は、逆転勝訴でしたが、その要因は、各国国籍法の動向ではなく、むしろ同じ論文のなかで取り上げた就籍事件の審判例の動向にあったと考えています。それを踏まえ、裁判所らしく証明責任の問題を処理したのが最高裁判決であり、裁判の結果だけを見れば、私の貢献度は、それほど大きくなかったように思います。

ところが、アンデレ事件をきっかけとして、意見書の依頼が次々と舞い込むようになりました。とくに認知された子の国籍取得に関する一連の裁判があります。まず、胎児認知の受付が拒否された事件に関する広島裁判は、事実上勝訴の和解で終わり（後述の『裁判意見書集』第二章）、嫡出推定により胎児認知ができず、例外的に生後認知による国籍取得があったことの確認を求めた東京裁判は、高裁および最高裁で勝訴しました（同書第三章）。これらの裁判では、そもそも認知の遡及効を否定する国籍法の違憲性も主張しましたが、結局のところ、別の論点により勝訴しました。しかし、これらと事案が異なるため、国籍法の違憲性を主張するしかなかった大阪裁判では、最高裁判決で前向きな補足意見をもらうのがやっとでした（後述の『国籍法と国際親子法』第六章）。

この大阪裁判は、いろいろな意味で教訓を残しました。第一に、研究論文と裁判の意見書は、全く異なるということです。当初、私は、裁判の意見書においても論文と同じように、まず通説的な見解を書いてから、それに対する反論や疑問点を書いていたのですが、大阪高裁は、その通説的な見解に関する私の記述をそのまま写したような判決理由を書いて、敗訴判決を下しました（平成一〇年九月二五日判タ九九二号一〇三頁）。これがきっかけとなり、その後、私の意見書は、相手方の主張や敗訴判決を徹底的に批判するというスタイルに変わりました。

第二は、意見書の日付です。私は、弁護士団に意見書を送付した日ではなく、口頭弁論期日を意見書に記していました

が、これが大きな誤解を招きました。弁護士は、私の意見書の大部分を準備書面に写しながら、一部分についてしか私の意見書を引用しなかったため、相手方の訟務検事が「奥田の意見書は、弁護団の書面を写したものだ」と勘違いしてしまったのです。それからは、私は、必ず弁護士団に意見書を送付した日を意見書に記すことにしました。それにしても、私の意見書を大部分写しながら、その旨を書かない弁護士団にも非があるので、改善を要求しましたが、あまり聞き入れてもらえませんでした。

この裁判の過程において、私は、アンデレ事件と同様に、各国の国籍法を比較し、「認知による国籍取得に関する比較法的考察」国際法外交雑誌九四卷三号（一九九五年）を公表しましたが、オランダ法の調査について、ひとつ失敗がありました。この論文でオランダの一九九三年改正法を紹介したのですが、これは、民事月報に「改正法」として翻訳が掲載されたのみをみて、法務省から送ってもらった議会資料にもとづいています。ところが、後に調べ直したところ、これは、単なる草案にすぎず、結局のところ廃案となり、二〇〇〇年に異なる内容の改正法が成立していることが分かりました。<sup>(4)</sup> 後述の『国籍法と国際親子法』第五章は、この点を訂正するとともに、最初の論文に誤りがあったことを記していますが、法務省の関与する『戸籍実務六法』（日本加除出版）巻末の各国国籍法一覧では、いまだに一九九三年改正となっております。

さて、大阪の裁判の最高裁判決を受けて、もはやこれ以上の進展は望めないと思い、また国籍法に関する様々な論文が溜まってきたので、これらを一冊にまとめようと考えました。それを決めた時、私はまだ北大在籍中でしたが、すでに中央大学への移籍が決まっていたので、またもや北大法学部叢書としての出版は無理だと言われ、科研の研究成果公開促進費の交付を受けて、『国籍法と国際親子法』（有斐閣、二〇〇四年）を出版しました。ここで国際親子法というのは、「はしがき」に書いたとおり、国籍法上の先決問題としての親子関係の成立を意味しています。この本も、雑多な

論文の寄せ集めですから、<sup>(15)</sup>なかなかタイトルをつけるのが難しかったのですが、「はしがき」をきちんと読めば、親子関係の準拠法を扱うものでないことは、誰でも分かることです。何よりも、他に適当なタイトルが思い浮かばなかったということがあります。

このように国籍法研究を始めてからは、山田鎌一先生が私に電話を下さることが多くなったように思います。お弟子さんの佐野寛教授（岡山大学）によれば、山田先生は電話魔であり、かつてコードレス電話がなかった頃には、山田先生から電話があると、奥さんが電話台の横に椅子を持ってきた程だと聞いたことがあります。江川・山田・早田『国籍法（第三版）』（有斐閣、一九九七年）では、私の論文を頻繁に引用して下さり、その取扱いに苦労されたことが窺われます。早田先生からも何度か電話を頂き、私の国籍法関係の様々な著作を読んで、「少しずつ見解が変わっているのではないか」とか、「早く国籍法の（啓蒙書ではない）本を書くように」などと言われた記憶があります。この度出版した『国際家族法』では、国籍法も詳しく取り上げており、その意味では、山田先生および早田先生に捧げるものであります。

#### (4) 渉外戸籍法の研究

熊本女子大学での講演録は、朝日新聞の記者だけでなく、市町村アカデミーの研修担当者の目にもとまり、渉外戸籍の研修を依頼されました。この幕張での研修は、一九九三年から二〇〇九年まで、ほぼ毎年二回続くことになりました。研修を始めた当初は、驚くことばかりでした。ちょうど一九九〇年に『実務戸籍法（改訂版）』（民事法務協会）が出たので（その後、二〇〇一年に新版刊行）、その渉外戸籍の解説を参照して、研修の準備をしたのですが、現場の市町村職員からは、予想もしない質問ばかり寄せられました。

もちろん戸籍の管掌者は、市町村長ですから、裁判官のようなわけにはいきません。戸籍の形式審査の枠内において、市町村職員がどのような添付書類を届出人に対し求めることができるのか、どこまで自分で審査をして、どこからは、法務局経由で本省に受理照会をすべきであるのかという観点から、戸籍の先例集を検索し、通達や回答などを大量に読んで、戸籍の論理を独自に考えました。そのうち、だんだんと市町村職員からの質問が想定範囲内になってきたので、途中から辞めたくなったのですが、結局、涉外戸籍の科目自体が廃止されるまで続けました。

さらに、この市町村アカデミーでの研修の噂を聞きつけた法務省入管局の職員から電話を頂いた時は、驚きました。入管局も、各地で市町村職員を対象とした外国人登録などの研修を実施していたところ、涉外戸籍に関する質問がよく出るので、『外国人登録』（テイハン）に「涉外戸籍入門」を書いてもらいたいというのです。<sup>16</sup>私は、国を相手にした裁判の意見書をよく書いており、それでも構わないのかと念を押したら、構わないと言われました。

そこで、最初は市町村職員が間違えやすい添付書類や審査の方法など、一般的なことから書き始めたのですが、そのうち平成元年の基本通達に沿って解説していくうちに、連載は、二〇〇一年から二〇〇六年まで四八回に及んでしまいました。私の解説は、「入門」とはいえ、とくに基本通達の解説になってからは、学術論文のようになってしまいました。しかも時には、法務省の通達や回答を批判するものから、「本稿は、法務省の見解ではない」という趣旨の断り書きを末尾に入れられる始末でした。もともと、私の批判は、戸籍の形式審査を否定するものではなく、むしろ逆に形式審査を前提とするのであれば、届出人などの関係者や市町村職員に対し無理を要求しているのではないかと、複数の先例を比較して、相互に矛盾している点があるというものでした。しかし、このように長く連載を続けたので、当然、最初の担当者は異動になってしまい、二〇〇六年に連載終了の連絡を入れた時には、先方は、安堵したようでした。

この連載を最も喜んで下さったのは、溜池良夫先生です。溜池先生は、私が涉外戸籍の連載を始めたので、『外国人

登録』を定期購読することにしたと言われ、私は、「なるべく早く本にしてお見せします」と返事していたのですが、『国際家族法』は、先生の生前に間に合いませんでした。「はしがき」には書いておりませんが、本書は、その意味で溜池先生にも捧げるものです。

#### (5) 啓蒙書の出版など

国籍裁判に関わったことだけでなく、小錦関の帰化問題や中国残留邦人の帰国などが注目を集めるなか、私は、一般の読者を対象とした本を書き始めました。北大在職中には、『家族と国籍——国際化の進むなかで』（有斐閣、一九九六年、二〇〇三年補訂版）、『市民のための国籍法・戸籍法入門』（明石書店、一九九七年）、『外国人の法律相談チェックマニュアル』（共著、明石書店、二〇〇一年）、『数字でみる子どもの国籍と在留資格』（明石書店、二〇〇二年）を出版しました。

その頃には、研修や講演も多数引き受けています。市町村職員の研修については、先ほどお話し致しましたが、さらに外国人支援団体の関係者や弁護士・行政書士など、外国人の問題を扱う人々を対象として、主に首都圏や関西圏を飛び回りました。アンデレ事件以降の国籍裁判などに関係したマスコミの取材も、たくさん受けたように思います。それは、大学研究者の社会的使命ということもあるでしょうし、また現場の人たちの話が参考になるということもあります。またマスコミも、記者が入念に現場を取材していたり、私の本をきちんと読んで来られる場合は、それに応じるだけの価値があると思っていました。

しかし、研修では、自分の抱えている案件の答えだけを知りたいとか、単なる情報収集を目的として参加する人が大部分であり、自分で答えを見つけ出すスキルアップを目的としている人は、ほとんどいないことに気づき始めました。

またマスコミも、全く事前の取材をせず、私の本も読まないで、ともかく一から教えてほしいと言う人が増えてきて、貴重な時間を無駄にしたくないという気持ちで芽生え始めました。

『チェックマニユアル』を出版したのは、そのような意味が含まれています。初歩的なことは、これで済ませて頂きたいということですが、この本は、中央大学に移った後も版を重ね、二〇一三年には、第五版を出版しています。改訂に際しては、半年から一年くらいをかけて、全面的に見直しを行いました。これは、単に情報を新しくするだけでなく、取り上げるべき項目や執筆のスタイルを修正して、いかに実践的に使える本にするのかを工夫したからです。したがって、ほとんど別の本を五冊出版したようなものです。<sup>17)</sup>

これらの啓蒙書に関心を持って下さったのも、山田鏖一先生や溜池良夫先生でした。山田先生は、『国際私法』（有斐閣）の新版（二〇〇三年）および第三版（二〇〇四年）において、私の論文集である『国際取引法の理論』だけでなく、隣接法分野に関する参考文献として、私の一般向けの本をすべて挙げて下さり、とくに『チェックマニユアル』まで挙げて頂いたのは、大変恐縮しました。また溜池先生は、私からの献本に対し、自分も現実問題に関心があり、新聞の切り抜きを続けているとのこと、コピーをわざわざ送って下さったことがあります。さらに、畑場準一先生や鳥居淳子先生からも、励ましのお便りを頂きました。これらの啓蒙書は、徐々に学界関係者に献本することが少なくなりましたが、四人の先生方への献本は、ずっと続けました。

## (6) 外国法の研究

国籍裁判では、主にヨーロッパ各国の国籍法を調べましたが、アジアの国籍法や家族法に関する本を出したのは、別の事情があります。まず、『在日のための韓国国籍法入門』（明石書店、一九九九年）<sup>18)</sup>は、共著者の岡克彦さん（現・福

岡女子大学教授) がソウル大学の修士課程を修了し、北大の博士課程に入学してきたことにあります。岡さんは、韓国の法思想史や憲法裁判などを主に研究していましたが、一九九八年に韓国国籍法が全面改正されたので、一緒に注釈書を書かないかと私のほうから誘いました。ハンガルの資料の読解は、すべて岡さんに任せ、私は、主に日本語で書かれた資料を集めました。両方の資料を比較検討して、ハンガルの資料の内容について、しつこく確認したことを思い出します。

もう一冊は、J・N・ノリエド『フィリピン家族法』(明石書店、二〇〇二年)です。その際には、大阪外大から大阪市大の博士課程を経て、当時、日本学術振興会の特別研究員をしていた高畑幸さん(現・静岡県立大学准教授)がフィリピンを都市社会学の研究対象とし、タガログ語など、現地の言葉にも通じていたので、共訳者に加わって頂きました。実際のところ、原著は、主に英語で書かれていますが、スペイン語やタガログ語が時々出てきます。高畑さんには、タガログ語の翻訳以外に、五章のうち一章の翻訳および社会学の視点からの解説を担当して頂きました。

『国際私法・国籍法・家族法資料集——外国の立法と条約』(中央大学出版部、二〇〇六年)も、そこに収録した資料の大部分は、北大時代に私が単独または様々な人と一緒に翻訳したものです。英独仏伊は、私が自分で読めますが、ロシア語とハンガルの、共訳者に頼らざるを得ませんでした。それでも、なぜ私が共訳者になっているのかと言えば、それは、韓国国籍法の注釈書と同様に、他の言語の資料を参照して、一次資料の内容をしつこく確認し、最終的には、私が原稿を執筆したからです。一次資料の入手に最も苦労したのは、ソ連崩壊後の残留ロシア人の法的地位に関する二国間条約です。私がドイツ語や英語の翻訳を見つけた一四件の条約について、北大の中央図書館やスラブ研究センターでロシア語の正文を探しただけでなく、一部は、ロシア人留学生に依頼して、モスクワからファックスで取り寄せたりもしました。<sup>19)</sup>



## (7) 戦後補償裁判との関わり

中国戦後補償弁護団の尾山宏弁護士からコンタクトがあったのは、一九九六年頃であったと思います。私は、すでに本来の研究以外の仕事を多数抱えていたので、時間がないと申し上げたのですが、戦後補償裁判で国際私法が争点になっているとのことで、やむを得ず意見書の執筆を引き受けました。しかし、この弁護団は、私の意見書を参考にしつつ、自分たちで独自に準備書面を作成したので、東京の弁護団会議に来てほしいというのです。結果的に、ほぼ毎月、札幌・東京間を往復し、夕方六時頃からの弁護団会議に出席した後、九時過ぎから夕食に出かけるというような生活を二〇〇〇年頃まで続けたように思います。現在は、よほどのことがない限り、意見書を提出するだけであり、弁護団へのレクチャーや準備書面のチェックなどはしておりません。

意見書は、国籍裁判と同様に、比較法的研究から始め、まず「国家賠償責任の準拠法に関する覚書——戦後補償のケースを中心として」北大法学論集四九巻四号（一九九八年）を公表し、<sup>20</sup> 弁護団との方針の違いから関係が切れた後も、残された問題を解明しなかったので、「国家賠償責任と法律不遑及の原則」北大法学論集五二巻一号（二〇〇一年）を執筆しました。また、二〇〇一年にフォルケン教授と久しぶりにスイスで会った際に、『国際私法年報』における戦後補償の特集を提案し、オーストラリア国立大学のアンダーソン (Kent Anderson) 教授（現・西オーストラリア大学教授）および M P I ハンブルクのフォン・ハイン (Jan von Hein) 研究員（現フライブルク大学教授）に呼びかけ、三人で論文を掲載しました。さらに、弁護団主催のシンポジウムを企画して、『共同研究・中国戦後補償——歴史・法・裁判』（明石書店、二〇〇〇年）を出版したり、北大の同僚であった山口二郎教授（現・法政大学教授）と共同でシンポジウムを企画し、『グローバル化する戦後補償裁判』（信山社、二〇〇二年）を出版したりしました。しかし、戦後補償裁判は、ご承知のように、日中共同声明により個人の賠償請求権も放棄されたという国際法上の理由により、大部分

が終結する結果となりました。

(8) 二〇〇〇年からのヨーロッパ滞在の再開

一九九〇年代後半からインターネットが普及して、海外とのコンタクトが容易になったこと、航空運賃が下がってきたこと、私も四〇代後半になって少し生活に余裕が出てきたことなどから、ドイツやスイス訪問を二〇〇〇年から再開しました。当時考えたのは、北大の授業を後期に集中させ、基本的に私費で前期に三か月滞在するというものです（今は、このような授業期間の調整は無理だと思いますが）。在外研究の再開は、私に大きな刺激を与え、北大における最後の数年間を大いに充実させてくれました。中央大学に移籍した後も、ほぼ毎年一か月程度の滞在を繰り返して、二〇〇九年には、サブテイカルを頂き、半年間滞在することができました。

MPIハンブルクでは、一九八五年からバウム (Harald Baum) 研究員 (現・ハンブルク大学教授) が日本法を担当しており、一九九六年からは、独日法律家協会と共同で『日本法雑誌 (Zeitschrift für Japanisches Recht)』を出版しています。毎年繰り返し訪問することにより、他の知り合いも増えました。国際私法の関係者だけを挙げれば、前述のバセドー教授、クロポラー教授、フォン・ハイン研究員以外に、ハインツェ (Christian Heinze) 研究員 (現ハノーファー大学教授)、中国の国際私法に関する著作のあるピースラー (Knut Benjamin Piesler) 研究員がいます。さらに、研究員がハンブルク以外の大学の教授となり、そこを定年退職した後、再びMPIハンブルクに戻って、嘱託研究員 (Affiliates) を続けることがあり、ジーア (Kurt Siehr) 名誉教授 (チューリッヒ大学) およびマルティニー (Dieter Martiny) 名誉教授 (フランクフルト・アン・デア・オーダーのヴィアドリナ欧州大学) とは、ハンブルクで知り合いでした。

一方、スイス比較法研究所への再訪は、主に二〇〇一年および二〇〇四年の二回だけでしたが、国際私法については、ボノーム (Andrea Bonomi) 研究員 (現ローザンヌ大学教授) および後継者のロマーノ (Gian Paolo Romano) 研究員 (現ジュネーブ大学教授) と親交を深めました<sup>21)</sup>。彼らは、フォールケン教授が創設した『国際私法年報』の編集助手を経て、現在は、編集代表を務めていることもあり、様々な機会に連絡を取り合っています。

## 五 中央大学在職 (二〇〇四年)

二〇〇四年は、法科大学院が創設されただけでなく、国立大学の独立法人化がありました。その二年程前でしようか、私は、かつてローザンヌでお付き合いのあった山内惟介教授の紹介で、新設の中央大学法科大学院に移籍することになりました (実際に移籍したのは、二〇〇四年です)。法科大学院は、法学部のある多摩キャンパスから遠く離れた市ヶ谷にあり、研究環境も大きく変化しました。

法科大学院の図書室は、もちろん和書が中心であり、大学紀要なども十分に入ってきました。しかし、別に教育研究支援室があり、様々な支援をしてくれるのですが、そこに毎週、多摩の比較法研究所から和洋の新着雑誌が届き、北大時代と同様に、それらをチェックすることにより、内外の動きを追っています。時には、ちょうど本の校正中に、外国の雑誌に重要な情報が掲載されていることを見つけて、大変助かったことがあります (前述の『国籍法と国際親子法』第二章の追記参照)。これに対し、多摩の図書館 (中央図書館・大学院図書館・研究所書庫) へ資料収集に出かけることは、次第に回数が減り、現在は、年に数回というところ です。

もし私が三〇代ないし四〇代であれば、もっと多摩の図書館に通っていたと思います。しかし、ちょうど五〇代にな

り、これまでの研究のまとめに入ろうとしていました。実際には、予期せぬ仕事が多数入って、まとめには、時間がかかりました。それらの予期せぬ仕事は、たしかに研究の幅を広げるには役立ちましたが、決してのめり込んではいけな  
いのだと感じました。そして、自分の本業が国際私法であり、そのまとめの作業に集中すべきであることを自覚するま  
では、一〇年の歳月を要しました。

### (1) 日本法の外国語による発信

移籍により在外研究の期間も短縮せざるを得ませんでした。毎年定期的に訪れることにより、交流は充実してきた  
ように思います。<sup>(22)</sup> 私は、一九八一年および八八年にそれぞれ一年間の在外研究を経験していますが、その後は、二〇〇  
〇年までずっと国内にいて、外国語の文献を読んだり、外国語のテープを聴いたりしていただけです。<sup>(23)</sup> 最初の在外研究  
のおかげで、文献を読むスピードは速くなりましたが、会話の能力は、現在に至るまで、あまり進歩していないように  
思います。しかし、北大時代から、様々な機会を得て、英独仏で論文などを書くことができました。これらは、ネイテ  
イブの人との出会いがあり、彼らが原稿をチェックしてくれたおかげです。

中央大学に移籍した後は、通則法の制定など、様々な法改正があったこと、スイスの『国際私法年報』やハンブルク  
の『日本法雑誌』など、執筆の場が増えたこと、欧米言語で書くことにより、海外の研究者との関係が深まったことな  
どから、日本法を紹介する論文や条文の翻訳がかなり増えました。これらは、既発表の日本語論文を単に外国語に置き  
換えたのではなく、むしろ大部分は、外国の読者向けに書き下ろしました。それによって、日本語では曖昧に書いてい  
た問題をより明確に表現するよう努めるなどの効果があったと思います。また、ネイティブ・チェックをしてくれた人  
からコメントを頂くことがあります。とくに私が脚注に書いたことを、本文に移したほうがよいと提案されたことが何

度かあります。日本では、「大事なことは注に書いてある」などと言うことがありますが、それは通用しないことを実感しました。かなり集中的に教本をまとめて書いた年もあったおかげで、英語については、かなり慣れてきたような気がします。しかし、英語圏に長期滞在をしたことがないので、会話は全く苦手です。

ひとつ番外としてご紹介したいのは、日本の刑事裁判用語を英語・ドイツ語・フランス語・スペイン語で解説する本を出版したことです。各言語の筆者は、すべて日本人の法律家とネイティブの日本法研究者を組み合わせました。ネイティブの研究者も、全員が日本語を理解し、日本語原稿に引用された法律については、もちろん原文を参照しました。ここで日本語原稿というのは、単なる参考であり、それを翻訳するのではなく、あくまでネイティブの人が理解できる解説をするよう求めました。したがって、日本語原稿は、本に収録しませんでした。私は、すべての言語に関与し、他の筆者は、私の依頼で原稿を作成したり、私を含む他の人の原稿をチェックしたりする役割を担いました。この本は、最初ハンブルクの『日本法雑誌』の増刊号として出版され、さらに明石書店に販売権を買い取ってもらって、日本でも出版されました。<sup>(24)</sup>少なくとも日本では、予想以上の需要があったようです。

## (2) 北大時代の研究のまとめ

中央大学に移籍した理由のひとつには、本の出版があります。比較法研究所の研究叢書として、『国際私法と隣接法分野の研究』（中央大学出版部、二〇〇九年）を出版できたのは、大変有難いことでした。

主な収録論文としては、まず『国際取引法の理論』に収録しなかった香川大学時代の最初の三本があります。つぎに、スイス国際私法の研究や契約準拠法に関する判例総合研究、直接郵便送達に関する米国判例の研究など、北大時代の様々な論文があります。さらに、戦後補償に関する意見書を含む一連の論文があります。この戦後補償関係のものについて

は、収録をかなり迷いました。先に述べたとおり、私は、研究論文と裁判の意見書を明確に区別しており、後者では、相手方の主張や敗訴判決を徹底的に批判するというスタイルを採用していたので、本来は、後述の『裁判意見書集』に収録すべきであったと思います。しかし、その当時は、そもそも裁判意見書集の出版など全く考えていなかったので、思い切って論文集に収録しました。

かつて出版した論文集二著では、書名や「はしがき」を批判する書評があつたりしたので、この点には注意を払つたつもりです。たとえば、隣接法分野とは何かとか、四つの章立ての内容に一貫性がないとか、様々な論点を避けるため、単なる寄せ集めであることを強調しました。収録論文については、電子データのないものが多く、『香川法学』や『北大法学論集』のリポジトリに保存されたPDFをテキスト化するにあたっては、文字化けの修正に膨大な時間を費やしました。また、昔書いた論文ですから、当然のことながら、文章の推敲をやり直したり、注の文章を本文に取り込んだりする作業にも時間がかかりました。雑多な論稿を収録したので、一部に内容の重複が見られますが、その調整は、あえてしませんでした。かつてのように、収録を見送ったことを後悔しなくなつたからです。そのため、本は六〇〇頁を超えましたが、今の時代にこういう本を出版できることは幸せだと感じました。

### (3) 裁判との関わり

国籍法違憲訴訟は、大阪の裁判で終わったはずだったのですが、まだ北大在籍中に、山口元一弁護士から電話を頂きました。千葉の法務局において、父母の婚姻がなく日本人父の認知だけの子の国籍取得届が受け付けられ、後に不適法である旨の通知を受けたので、国籍確認訴訟を提起したというのです(第一次訴訟)。たしかに、大阪の裁判に関する最高裁判決の補足意見は、国籍法三条の違憲性を示唆していました。すなわち、昭和五九年改正当時の国籍法三条は、

日本人父の認知だけでなく、外国人母との婚姻による準正を国籍取得届の要件としており、この父母の婚姻要件に違憲の疑いがありました。しかも山口弁護士は、私の意見書によったことを明らかにしたうえで、そのまま準備書面に取り入れると言ってくれたので、引き受けることにしました。<sup>(25)</sup>

ところが、弁護士別の弁護士が主導して、九名の子を原告とした同様の裁判を始めました(第二次訴訟)。しかも、第一次訴訟の原告は、親が法定代理人として提起した裁判のことを知らなかったのに対し、第二次訴訟では、原告の子どもたちをテレビ取材などに応じさせて、マスコミに大々的に宣伝することを狙っていました。第一審および第二審は、それぞれ別に進行し、いずれも敗訴判決でしたが、最高裁では、同日(二〇〇八年六月四日)に判決が下され、第二次訴訟の原告や弁護士は、あたかも自分たちの力で勝ったかのようにマスコミにアピールしました。判決文をよく読んで頂ければ分かるように、大法院は、第一次訴訟の原告の主張(私の意見書)に答えたものであったと思われず。<sup>(26)</sup>

違憲判決を聞いた後、法廷の外に出た私は、一旦研究室に戻るため、地下鉄のホームに行き、真っ先に山田鎌一先生に電話しました。山田先生は、裁判の結果を大変喜んで下さり、早速その日に判決の全文を送ったところ、お礼の葉書を頂きました。それから間もなく六月一六日に、山田先生は亡くなられました。電話の声や葉書の筆が大変力強かったので、とても信じられませんでした。その葉書を大事に保管していることは、言うまでもありません。

さて、大阪の裁判で一段落がついたと思って、『国籍法と国際親子法』を出版してしまつたので、新たな違憲訴訟に提出した六通の意見書をどうするのか、思案いたしました。その後の法改正の際にも、私は、参議院法務委員会に参考人として呼ばれたので、新たに調べ直したことが多々ありました。そこで、私は、他の様々な裁判の意見書とともに、『国籍法・国際家族法の裁判意見書集』(中央大学出版部、二〇一〇年)を出版いたしました。実際のところ、アンデレ事件以降、途切れることなく意見書の依頼を受けていたので、重要な裁判だけをピックアップしても、十分に一冊の本

になるだけの分量がありました。ただし、意見書の内容を体系的に整理することなく、若干の解説を付して、意見書そのまま掲載したので、比較法研究所の資料叢書として出版を引き受けて頂きました。

(4) 養子縁組あっせんとの関わり

これも、きっかけは北大時代にさかのぼりますが、二〇〇一年に読売新聞の高倉正樹記者が私に養子縁組あっせんの取材への協力を依頼したいというので、別の要件で東京に出かけたおりに会いました。高倉記者は、高校時代をアメリカで過ごし、本当の意味でのバイリンガルであり、国内・国外を問わず、大変綿密な取材をされました。いろいろな記者を見てきましたが、これほどの人は、後にも先にも初めてでした。さらに家族法を専門とする茨城大学の鈴木博人助教授（現・中央大学教授）と知り合ったのも、高倉さんを介してのことであつたと思います。

高倉さんは、その後、取材の成果を連載記事にし、私や鈴木教授の勧めもあつて、『赤ちゃんの値段』（講談社、二〇〇六年）を出版しました。その中には、私と鈴木教授が共同で作成した養子縁組あっせん規制法の試案も掲載されています。しかし、高倉さんは、それだけでは満足しませんでした。公明党の遠山清彦議員とコンタクトをとって、私と一緒に会いに行き、国会質問などをお願いしました。その後、自民党の野田聖子議員からの誘いがあり、議員立法の途を探ることになりました。これには、膨大な時間と労力を費やしましたが、得難い経験でした。とくに衆議院法制局との共同作業は、私にとって大変勉強になりました。

ただし、法案自体は、当時野党であつた自民党や公明党の部会にかけて頂くのがやつとであり、その後、赤ちゃんポストを題材としたテレビ番組が問題となつたり、あっせん団体による不当な寄付金要求だけが注目されたりして、いつしか忘れ去られてしまいました<sup>27)</sup>。しかし、その記録だけは、残しておこうと思つて、『養子縁組あっせん——立法試案



の解説と資料』（共著、日本加除出版、二〇二二年）を出版しました。それをご覧になれば、『赤ちゃんの値段』に掲載された試案が跡形もなく修正されたことが分かります。一部に妥協の産物や検討不足の箇所がありますが、専門分野の異なる者の共同作業として、おおむね満足できる試案になったと自負しております。<sup>28)</sup>

#### (5) 外国法研究のフォロー

北大時代に出版したフィリピン家族法の翻訳書は、当初の予想よりも早く品切れになったので、改めてフィリピンの出版社と交渉し、二〇〇七年に第二版を出版しました。ただし、原著者は、すでに亡くなっており、その相続人の許諾を得たようです。初版の訳文や訳者解説の修正だけでなく、フィリピン法の一部改正を反映させるなど、いろいろ手間暇がかかりました。その第二版も、予想以上に早く品切れとなり、増刷ないし改訂の要望が出版社に寄せられていたのですが、今度は、その相続人とも連絡がとれなくなり、いくらフィリピンの出版社に問い合わせても埒が明きません。原著も、すでに絶版となっており、翻訳書は、こういう時に困るのだということを感じました。そもそも翻訳書の初版を出版した際には、これほど需要があるとは思ってもみませんでした。

もう一冊の韓国国籍法のほうは、二〇〇四年および二〇一〇年に大改正があり、書名もずっと気になっていたところ、たまたま法科大学院の学生として在日四世の姜成賢くん（現・弁護士）が入学してきました。彼の世代になると、生まれた時から日本語であり、普通はハンゲルを理解しないようですが、独学で勉強したというので、司法試験終了から修習開始までの間に一次資料の調査および必要箇所の翻訳を依頼しました。例のごとく私も、日本語の資料を網羅的に調べ、姜くんの読んだ一次資料の内容をしつこく確認しました。そして、最後に私が福岡まで行って、岡克彦教授と一緒に最終確認を行い、『韓国国籍法の逐条解説』（明石書店、二〇一四年）を出版しました。前著の反動からか、書名や内

容は、少し堅苦しくなりましたが、正確な情報提供に寄与すると思えます。

さらに番外としてご紹介するのは、中東欧諸国の私法に関する本の出版です。MPIハンブルクには、中東欧諸国からの研究者が多数訪問し、そのうちの数人と知り合った私は、中央大学の外国人招聘制度を利用して、日本での講演を企画しました。それらは、伊藤知義教授の比較法の授業のなかで実施したので、国際私法とは全く関係なく、主に各国の私法の歴史やEU法との関係がテーマでした。<sup>29</sup> ある程度まとまったところで、講演に招聘できなかった人にも原稿を依頼して、翻訳書を出版しようと思ったのですが、大部分は、ドイツ語原稿さえも未公表であったので、むしろドイツ語原稿の出版を先行させるべきであると考えました。

そこで、ウィーン大学のシャウアー(Martin Schauer)教授に出版社の紹介をお願いし、両名の共編著として、Geschichtliche Wurzeln und Reformen in mittel- und osteuropäischen Privatrechtsordnungen, MANZ'sche Wien, 2014を先に出版し、その後、奥田安弘・マルティン・シャウアー編『中東欧地域における私法の根源と近年の変革』(中央大学出版部、二〇一四年)を出版しました。ドイツ語の本では、私は、日本の東欧法研究者の論文をドイツ語訳しただけです。しかし、比較的若手の著者については、論文執筆のアドバイスをしたり、すべての原稿の校正作業を著者と一緒に行ったりするなど、かなりコミットしたつもりです。

## (6) 体系書

昨年一月に中東欧私法の本を出版し、当面抱えている大きな仕事がなくなったので、『国際家族法』(明石書店、二〇一五年、全六〇〇頁)の執筆に集中することにしました。法科大学院では、最初、山田録一先生の『国際私法(第三版)』(有斐閣、二〇〇四年)を教科書に指定していたのですが、どうもそれが理由となって、受講者の数が激減したこ

と、二〇〇六年の通則法の制定により、内容が古くなってしまったことなどから、自分で教科書の原案のようなプリントを作成して、配布しておりました。私の授業は、財産法と家族法に分けていたので、まずは家族法の部分についてのみ、国籍法・戸籍法・入管法も取り込んだ本を出版したいと考え、数年前から教材や既発表の著書・論文などをもとに、準備をしていましたが、ようやく集中できる態勢が整ったので、執筆のスタイルを決めて、一気に書き始め、今年の七月末に脱稿しました。

隣接法分野を含めたことには、様々な理由があります。本の「はしがき」では、「真の国際家族法の姿」などに見栄を張っていますが、本当のところは、そうでもしなければ特色が出せないとか、自分の研究が隣接法分野に偏っているとか、少しは売れないと困るとか、いろいろな思いがあります。山田鎌一先生は、国籍法および入管法を別の本として出版され、「戸籍実務を少しだけ『国際私法』に含められています。山田鎌一先生は、国籍法および入管法を別の本として出版したい」と申し上げたところ、「本当にそんなことができるのか」と言われました。本書が先生の生前に間に合わなかったことを大変残念に思っています。

本書の苦労話をしたら、きりがありませんが、改めて山田先生の『国際私法』や溜池良夫先生の『国際私法講義』(第三版)(有斐閣、二〇〇五年)、江川山田早田『国籍法』(第三版)を読んだら、これまで何度も熟読してきたはずであるのに、多数の疑問点や相互の食い違いに気づき、それを自分の本でどのように取り扱うのかを迷って、苦しみましました。したがって、「取り上げるべき資料を厳選」したと書きましたが、本当のところは、他の学説を取り上げる余裕がなかったということです。また、自分の既発表論文なども同様であり、本書のスタイルに合わせて書き直すだけでなく、ずいぶんと説を改めました。これらは、かつての論文が無駄であったということではありません。様々な試行錯誤を経て、その時々によつてと書かれることを書くわけであり、国際家族法の全体を書いたら、自ずと異なるものになる

のは、やむを得ません。

細かな点ですが、索引作りには苦勞しました。不徳の致すところで、私には弟子がおらず、何から何まで一人でやるしかありませんでした。ただし、仮に弟子がいたとしても、自分でしないと気が済まないもので、同じであったかもしれません。とくに戸籍などの行政先例については、民事月報などの掲載誌を明記した本が見当たらず、また民事月報自体の年次索引もかなり不完全なものでしたから、ストレスを感じました。

今後の予定は、体力の問題があり、時間との勝負ですが、『国際家族法』と同じようなスタイルで『国際財産法』を出版し、『フリーピン家族法』の翻訳書に代わる本を出したいと考えています。

## 六 まとめ

### (1) 若い時代の外国法研究の必要性

法学の研究方法は、もちろん外国法研究だけでなく、日本の判例・学説などを新たな視点から分析し直すということがあると思いますが、やはり基本は、外国法研究であり、それなくして日本法の解釈論や立法論をしつかりと行うことはできないと思います。わが国の代表的な体系書について、著者のおおよその年齢を調べたところ（版を重ねたものについては、初版）、江川先生の有斐閣全書が五二歳、池原先生の『総論』が五四歳、折茂先生の『各論』が四七歳、山田鎌一先生の筑摩書房版『国際私法』が六〇歳、溜池先生の『国際私法講義』が七二歳です。これらを見れば、若い研究者が少し外国法を研究したくらいで、日本法の解釈論や立法論について独自の見解を主張するなど、無謀であることがお分かりになるでしょう。

若い頃に書く論文は、テーマの絞り方が重要です。雑誌論文でただか二〇〜三〇頁、多くても五〇頁程度のもので大きなテーマを書くことは無理です。たとえば、ドイツの博士論文などは、三〇〇頁ないし四〇〇頁くらいあっても、うまくテーマを絞っていると思います。ここでは、MPIハンブルクの叢書として出版されたHarald Baum, *Alternativanknüpfungen - Begriff, Funktion, Kritik*, 1985, 348 S.およびJan von Hein, *Das Güntigkeitsprinzip im Internationalen Deliktrecht*, 1999, 473 S.を見てみましょう。これだけの分量の本でも、選択的連結ないし優遇原則という特定のテーマに絞って、国際私法の全体を見据えながらも、問題点をよく掘り下げています。わが国の場合、東大の助手論文はともかく、通常の修士論文は、もっとコンパクトですから、よほどテーマを絞って、掘り下げることには集中するべきです。

ひとつの方法として、対象国を限定し、特定のテーマについて徹底的に調べぬくということがあります。日本の立法作業では、よく欧米諸国の法を調査し、場合によっては、それを報告書として公表したうえで、これらを諸外国の立法動向と称して、新しい立法を根拠づけたりします。しかし、これは、あくまで調査報告書であり、論文ではありません。コンパクトな論文において、各国の立法を列挙したところで、何の説得力もありません。もっと対象国を絞って、その国の法を徹底的に調べ、圧倒的な情報量のなかで必要なものだけを厳選したことが分かるように書くべきであり、単に表面をさっと眺めたただけで、あたかも日本法の解釈論や立法論<sup>30</sup>にとって直ちに参考になるかのようなことを書くべきではないと思います。

たとえば、私たちが日本法について書く際に、いつも明治時代の立法経緯から書き始める必要はありません。それは、すでに日本語で公表されており、日本の研究者であれば、誰でも知っていることを前提とするからです。しかし、外国法の場合は、わが国で先行研究がなければ、ある程度ルーツをさかのぼる必要があります。その意味では、当該外国の

研究者と同じことをしたのでは足りません。彼らにとって当然の前提であっても、日本の研究者にとっては、そうでないことがあります。逆に外国人が日本法を研究する場合も、日本人研究者とはかなり異なります。そのような例として、同じくM P I ハンブルクの叢書として出版されたEva Schwittek, Internationales Gesellschaftsrecht in Japan: Im Vergleich mit dem Internationalen Gesellschaftsrecht in der EU und in Deutschland, 2015, 398 S. を挙げておきます<sup>(17)</sup>。

ただし、どこまでさかのぼるのかは、冷静に考えるべきです。たとえば、私の場合、域外適用のルールを探るために、一九世紀のストーリーの学説までさかのぼりましたが、本来は、フェルスまでさかのぼるべきであったと言われるかもしれません。しかし、私は、アメリカ国際私法の問題を明らかにしようとしただけです。フェルスまでさかのぼったら、大変なことになってしまいます<sup>(18)</sup>。私の場合、大体一九世紀くらいまでさかのぼることが多かったように思います。外国法研究で注意すべきことは、他にもたくさんあります。一口に国際私法と言っても、英米法と大陸法の違いだけでなく、大陸法でも、国により大きく異なります。私の書いたもので言えば、統一法と国際私法の関係については、ラテン法系の考え方とドイツの研究者の考え方が大きく異なることを、すでに紹介しました。どちらが正しいのかという問題ではありません。ただ私にとって納得できるのは、ドイツの研究者の考え方であり、その中でもシュエリッヒの学説であるというだけのことです。

また、当然のことですが、ドイツの本に書いてあるからといって、あたかもそれを権威であるかのように依拠するわけにはいきません。たとえば、国連の扶養料取立条約について、クロポラー教授の注釈書を読んだところ、三箇所ほど引用文献や条文の読み方に疑問があり、M P I ハンブルクに滞在していたので、それをクロポラー教授に伝えました。似たような話としては、日本の民法の教授がミュンヘン大学の教授に著書の疑問点を指摘したところ、目の前で助手が厳しく叱りつけられたというのをどこかで読んだ記憶がありますが、クロポラー教授は、そのようなことをする人では

ありません。ただ助手を呼び寄せて、私の疑問点を伝えるとともに、次の改訂時における修正を約束し、その約束を守って下さいました。<sup>(33)</sup>

さらに法体系の全体を見るべきであること、社会的背景の違いに注意すべきであることなどは、スイス国際私法に関連して述べたところです。このような資料収集は、徹底して行う必要があります。今は、インターネットである程度の情報が入手できますが、私がかつてMPIハンブルクやスイス比較法研究所において入手した資料は、今でもインターネットでは入手困難です。また、オランダ法やロシアの二国間条約について、様々な手段を駆使したことは、すでに紹介しました。一方、最新情報の入手も重要であり、私は、中央大学での新着雑誌のチェックに漏れないように、リストを作成し、チェックした雑誌の巻号をメモしています。これらの雑誌を継続的にチェックしていたら、今注目されているテーマが分かつたりしますが、とくに必要がない限り、コピーをとつたりはしません。

若い頃は、やたらとコピーをしましたが、ビギナーのうちには、それもやむを得ないことでしょう。ノートを丹念に作つて、重要な箇所を全訳していたように思います。また、窪田宏先生の影響で論点や掲載頁を書いたカードを作つて、それらの組合せを考えたこともあります。そのうち購入した本やコピーに直接書き込むことが多くなり、さらに慣れてくれば、それほどコピーをしなくても済むようになりました。これらは、各人の工夫次第ですが、最初は、丹念にノートを作つて、論文の構成をよく考えてから、執筆に取り掛かるべきです。

よく判例や学説を羅列している人がいますが、それは、読む人のことを考えていないからだと思います。自分にとつても、整理が不十分なのでしょう。論文の冒頭で、何を明らかにするのかを示して、その裏付けとなる資料を丹念に分析していく、テーマが一貫しており、それに向かつて流れるように分析が進んでいく、どんでん返しはタブーです。最終的には、対象国の法を本当によく調べているなどと思わせることが重要であり、安易に日本法との比較などは考えない

ことです。法の比較は、大変困難な問題であり、それは、比較法の方法論に関する本を読めば分かることです。

法律の文章をどのように書くのかということも、大問題です。山田録一先生の本は、分かりやすい文章で定評がありますが、それは、よほど繰り返し推敲を重ねられたからなのでしょう。さらつと書いた文章は、読みにくいものであり、何度も修正を重ねて、いかに分かりやすく、かつ正確に書くか、自分の意図が誤って伝わらないのかを綿密にチェックし、同時に文章全体が整っているかを考えます。そのためには、改行や句読点、「てにをは」に至るまで、いつまで経っても悩むものです。<sup>34</sup>溜池先生の『国際私法講義』も、大変立派な本ですが、ひとつ気になるのが「この点」という表現を多用されていることです。「この点について」ではなく、「この点」だけをつなぎの言葉として使われているのです。山田先生は、このような表現をしません。「この点」という表現は、極めて曖昧であり、外国語に翻訳することも不可能であると思われませんが、最近では、他にもこれを使う人をよく見かけるので、気になるところです。

さらに、傍点などの記号を多用する人がいるのも、気になります。私は、引用文については、よくアンダーラインを使いますが、自分の文章に記号を使うことはありません。強調したい箇所は、文章力で分かってもらえるように工夫するのが正道であると思います。注と本文の振り分けについては、すでに申し上げたところ<sup>35</sup>です。

## (2) 学会報告

最近憂鬱に思うのは、学会の研究報告を聴くことです。研究会に出席しなくなつたのは、北大時代に一人でやる癖がついたこと、自分の原稿に忙しくて、時間がないことなどが理由ですが、学会の研究報告では、報告原稿を用意しないで、明らかに準備不足と思われる人が目立つようになり、学会の在り方として大変疑問に思っています。

たとえば、私は、今日の講演のために原稿を用意しました。それを全部読み上げたら、時間が足りなくなるので、一



部簡略化していますが、やはり原稿を作るのとそうでないのでは、大きな違いがあります。最初にレジュメを作り、それを文章化していく過程において、何を削って、何を追加するのか、何を調べ直すのかなどを考えます。要するに、書きながら考えるわけです。原稿を用意しない人は、あまり考えてきていないということになります。それは、貴重な時間を費やして、報告を聴きに来た人に対し失礼ではないでしょうか。

原稿を用意しない人には、何か勘違いがあるのでしょうか。たとえば、原稿の読み上げは、堅苦しく、自然な話し方ではないと思っているのかもしれませんが。しかし、それは、自分の原稿が下手だからであり、そのような人が原稿なしで話したら、余計に下手な話し方になります。テレビやラジオのアナウンサーをみてください。彼らは、あらかじめ用意された原稿を読み上げているだけですが、極めて自然な話し方です。原稿を用意しないでする学会報告は、大変聞き苦しいものです。余計なつなぎの言葉が入ったり、不正確な表現が入ったりするので、時間がかかる割には、少ない内容しか伝えられず、しかも報告の趣旨が不明確であるため、それを確認するための質問に時間をとられて、議論を充実させることもできません。学会報告をして、質疑応答などを経たうえで、原稿を書いたほうが良い論文になると思っっているのかもしれませんが、最初のレベルが低ければ、質疑応答によって、急に高いレベルまで引き上げることなど到底できません。

以上は、私が最近気になっていることを話した次第であり、今日ご出席の皆さんには当てはまらないと思いますが、若い研究者の方に幾つか実践的なアドバイスを申し上げます。

第一に学会報告は、自分の土俵で勝負するということです。聴衆は皆、自分の関心でしか聞いていません。たとえば、報告者が外国法をよく調べ、その結果を報告したいと思っても、最後に日本法への示唆として通常とは異なる解釈や立法論を述べたとします。そうすると、「外国法の話は、よく分からないが、日本法の話はけしからん」と言って、そこ

に批判が集中することになります。外国法に関する報告がメインであるのに、全く無視され、日本法の話だけになることもあります。それは、不用意に日本法の話をした報告者の責任です。とくに若いうちは、蓄積がありません。日本法の解釈論や立法論については、未熟であり、シニアの研究者であれば、誰でも知っていることを大発見であるかのように言ったり、全くの勘違いを述べてしまったりすることがあります。したがって、自分がよく調べた外国法の話に特化するの、ひとつの方法だろうと思います。そうすれば、外国法研究の蓄積のある人が報告の趣旨に沿った質問をして、研究報告会のレベルが上がるでしょう。それでも万が一日本法との関連について質問された場合は、今後の検討課題にするという返事で全く問題ありません。

第二に学会報告は、報告後すぐに質問が来なければ失敗ということですが、報告後に沈黙があるのは、報告内容が素晴らしくて、聴衆が感心したからではありません。全く逆です。酷な言い方ですが、「質問をしても大した返事がないうらう」とか、「きちんと答えられないだろう」と思われているのです。あるいは、「つまらない報告で質問する気が起きない」ということでしょう。その原因は、論文の書き方と同じです。単に外国法を羅列しただけで、表面的なことしか見えない、要するに掘り下げがないと思われるからです。逆に何を質問しても、答えが返ってきそうだという場合は、質問が殺到することになります。また、ストーリーも大事です。その点も、論文の書き方と同じですから、もはや繰り返しません。

この第一の点と第二の点は、相互に関連しています。最後に少し触れただけの日本法に質疑が集中するのは、メインの外国法の部分が単なる羅列にすぎないからです。メインがつまらないから、日本法の部分を質問するしかないという可能性があります。報告者自身も、外国法を十分に掘り下げていけば、日本法との根本的な違いに気づき、安易に日本法への示唆というようなことは言わなくなるだろうと思います。

第三に、ある程度経験を積んできたなら、他の人の学会報告について、積極的に発言してください。ただし、そこで試されているのは、報告者ではなく質問者のほうです。良い質問をすれば、その人の評価が高まりますが、逆につまらない質問をしたら、自分の勉強不足をさらすことになります。私は、かつて国際法学会によく出席していた頃、芹田健太郎教授（現・神戸大学名誉教授、京都ノートルダム女子大学学長）が舌鋒するどく質問されるのを見て、見習うべきだと思いました。その後、国際法学会では、国際会議に出席した会員が裏話を披露し、聴衆もそれを有難がるのを見たりして、すっかり足が遠のいてしまいました。二〇〇〇年からの在外研究のうちに、MPIハンブルクで開催される小さな研究会に出席した際には、バセドー教授などが鋭いコメントをされるのを聞いて、さすがだなと思うことがあります。

### (3) 論文や本の刊行

私は、『六甲台論集』、『香川法学』、『北大法学論集』、現在は、主に中央大学の『比較法雑誌』に書いていますが、いずれにせよ、論文を公表する場に恵まれました。しかし、法学部以外の学部就職した人は、論文を公表する場に困っているようですし、実は、東大でも、『法学協会雑誌』や『国家学会雑誌』は、助手や大学院生が長い連載をするものですから、教員は、掲載の機会が少なく、そのため、いきなり本を出版することになっているようです（昔は、そうでもなかったようですが）。雑誌論文をコツコツ書き溜めて、論文集を出版する場合も、この出版不況ですから、出版助成を申請したり、一定部数を買取ったり、自分で経費の一部を負担するといういわゆる「自費出版」などの方法を取らざるを得ないかもしれません。

さて、そのような論文の抜刷や本を学界関係者などに送りますが、受け取った人の反応は如何でしょうか。これは、

洋の東西を問わず、同じだと思うのですが、まず自分の著作が引用されているか、またどのように引用されているのかをみます。また、それ以外にも、まずは文献引用をみて、どれくらい丹念に調べているのかをみるわけです。日本の学説の「まとめ論文」は論外です。そうでなくても、日本ですでに公表された文献ばかりが多くて、外国語文献が少なかったり、同じ文献の繰り返しばかりで、翻訳と変わらなかつたりするような場合は、あまり本文を読もうという気になりません。もちろん、一定のキャリアを積んだシニアの研究者が書いたものは別です。若い頃の蓄積があるからです。しかし、それほど蓄積のない若い研究者が同じようなものを書いたら、見向きもされないうでしょう。今回、高杉教授の二人のお弟子さんが送ってこられた論文は、最初にしては、まずまずだと思つたので、一層の精進を期待して、メールで改善点を申し上げましたが、こういうことは、長い間なかつたように思います。

逆に私が抜刷を送って印象に残つた例としては、桑田三郎先生の丁寧なお手紙があります。船荷証券条約の適用根拠に関する論文です。たしか一方的抵触規定という用語の使い方について、説明不足と言われたような記憶があります。著書については、最近はメールで返事を頂くことが多いですが、丁寧なお手紙を下さる先生がいらつしやり、大変恐縮しております。また五十嵐清先生には、外国法関係の著書を中心として、数冊謹呈したところ、八〇歳を超えられても、すぐに全部読んだとか、誤字脱字を見つけたというようなメールを頂き、驚嘆しておりました。先生は、今年九〇歳で亡くなられましたが、『比較法ハンドブック(第二版)』(勁草書房)および『法学入門(第四版)』(悠々社)を出版されたのは、今年のことです。私も見習いたいと思います。

ところで、再び気になることですが、書評の在り方が日本と欧米とでは、大きく異なるように思います。日本では、ともかく対象の図書の欠点を見つけ出し、厳しく批判をしなければ、沽券に関わると思われているようです。私も一度だけ、ある本の欠点だけを書いた書評を出したことがあり、むしろ書評を断るべきであったと後悔するとともに、著者

に申し訳ないことをしたと思っています<sup>(37)</sup>。そのような話を欧米の人にしたら、彼らは、「稀に批判を書くこともあるが、普通は、評価すべき点を書くだけであり、そうでなければ人間関係が悪くなる」と言われたことがあります。その欧米では、最近では、書評を掲載する雑誌が減る傾向にあるようです。日本でも、日本語の雑誌では、外国の研究者の本だけを書評し、*Japanese Yearbook of International Law* のような欧文雑誌では、日本の研究者の本を取り上げて、海外に紹介すべきですが、日本語の雑誌で日本語の本の書評や紹介を掲載する必要はないだろうと考えています。なぜなら、日本の研究者は、それらの本の出版やその内容を知っているのが当然だからです。変な書評を掲載して、わざわざ人間関係を悪くする必要はないと思います。

#### (4) 在外研究

私の研究の基礎は、窪田宏先生の指導以外に、MPIハンブルクやスイスでの在外研究によるところが大きく、それなくしては、今日の私はないと思っています。今では、若い研究者でも、私費で海外に出かけることが多いようですが、ぜひ奨学金をとって、長期の滞在を経験して頂きたいと願っています。これも、就職先によっては、在外研究を認めない大学があり、とくに最近では、厳しいところが増えているようです。なるべく若いうちに行くことをお勧めいたします。

行先は、研究対象にもよりますが、私の経験では、大学よりも研究所のほうが外国からの訪問研究者への対応に慣れているので、ベターである気がします。最初に「何をしに来たのか」と訊かれます。外国で博士号を取得するためであれば、大学に行くしかありませんが、資料収集や意見交換であれば、研究所のほうが良い場合があります。いずこも大

学教授は、ノルマが増える一方であり、時間に追われています。MPIハンブルクでは、研究会などの催しが多いです

し、私にとつては、それ以上に、個々の研究者と昼食をともにして意見交換をすることが大変役立つています。いずれかと言えば、私は、大規模なシンポジウムに参加するよりも、一対一の付き合いのほうを好みます。あとは、なるべく欧米言語で論文を書いて、自分が何を研究しているのかを知ってもらうことも重要です。日本法研究者を除けば、彼らは、日本語を理解しないからです。有名大学の有名教授のところ留学した、ということを経験して日本に帰ってから自慢しても仕方ありません。現地で何をして、どういう交流をしたのかが重要です。私は、会話能力が劣るので、講演は少ないですが、欧米言語での論文執筆で交流を図ることができたと自負しております。<sup>38)</sup>

さらに、在外研究を勧める理由を補足すれば、海外の研究者がエネルギーに研究している姿を見ること自体が大きな刺激となります。たとえば、ドイツの助手は、博士論文を書きながら、司法試験を受け、合格したら、司法修習で猛烈に忙しくなります。ドイツでは、修習生が起案したものがそのまま判決文になることが多いようです。良く訓練されているということですが、また、教授の授業準備を手伝ったり、博士論文とは全く違うテーマに関する教授の本や論文を手伝ったりします。さらに、ドイツの大学教授になるためには、博士論文とは異なる法分野について、教授資格取得論文 (Habilitation) を執筆する必要があり、弁護士も、博士論文を執筆した経歴のある人が一定数います。ドイツ人が日本法を徹底的に調べ、MPIハンブルクの叢書として出版した例を先ほど紹介しましたが、彼女は現在、フランクフルトの弁護士です。

(5) 異分野の専門家との付き合い方

「国際私法はこれからの学問」という人は、おおむね国際私法を知らないと思つて間違ひありません。私の一世代上の先輩たちも「これからの学問」と言われ、あるいは明治時代からそのように言われ続けてきたのかもしれない。し

かし、国際私法は、いまだにマイナーな分野であり、司法試験での選択者数もそれほど多いわけではありません。たまたに国籍法が注目されることがありますが、あれは隣接法分野にすぎません。また最近では、ハーグの子奪取条約が注目されていますが、あれは司法共助に関する条約ですから、国際私法の授業でも詳しくは取り上げないと思います。それにもかかわらず、ハーグ国際私法会議の条約だからといって、国際私法の専門家であれば、誰でも詳しいことを知っているだろうと早とちりされるのは、迷惑なことです。

さらに困るのは、国際私法だから、何でもできるだろうと言って、自分の分野に強引に引きずりこもうとする人がいることです。たしかに実質法を全く知らなければ、国際私法の研究教育に困りますし、私も、ある程度は関わったことがあります。しかし、それにのめり込むわけにはいきません。あくまで本業は、国際私法であり、それを中心に据えるのは当然のことです。若い皆さんも、これからいろいろなお誘いがあるかもしれませんが、その点をよく心得て頂きたいと思います。

弁護士やマスコミの皆さんとの付き合い方にも注意を要します。弁護士の方々から裁判の意見書の依頼を受けた場合、私は、まず自分が関わる必要がある事件であるか否かを考えます。とくに広い意味での家族関係の事件では、戸籍などの関係書類の送付をお願いすることが多いです。弁護士の方は、自分の理解で事件の内容を書いた手紙などを送って来られることがあります。これまでの経験では、勘違いの例が多いです。そのように厳選して、どうしてもという事件だけを引き受けるようにしています。弁護士が研究者の真似をできないように、研究者が弁護士の真似をするわけにはいきません。裁判の意見書は、論文と同じように書くわけにいかないのですから、本来の研究とは区別すべきであろうと思います。

またマスコミの取材については、最近では、まず私の本を読んだかどうかを尋ね、読んでいない場合は、読むべき本を

申し上げます。大体は、それで連絡が来なくなります。きちんと本を読んで来られた場合は、取材に応じますが、時には膨大な時間を費やすことがあります。実際に新聞やテレビで取り上げられるのは、ごく一部であり、しかも私のコメントは、最もつまらないありふれた箇所だけが採用されます。解説の大部分は、あたかも記者が自分で調べたかのように出るわけですから、一般の読者や視聴者は、誤解するだろうと思います。せめて「○○に詳しい○○教授」というのはやめて、「取材に協力した○○教授」という紹介に変えて頂きたいと願っています。いずれにせよ、かつて戸籍の専門誌まで読んで、取材を申し込んでこられた人がいたことを思えば、まさに隔世の感があります。

これらのことは、社会貢献として求められているのかもしれませんが、まさに隔世の感があります。一般の方は、新聞やテレビに出たら、「ご活躍ですね」と言ってくれますが、私たちの主戦場は、研究室の中です。研究室の中は、誰も見えません。だから研究室と自宅との往復を繰り返していたら、「好きな勉強だけをして良い身分ですね」と言われます。しかし、そういう誤解にも耐えていかなければならないのが私たちの宿命なのだと思います。

#### (6) 年齢に応じた研究方法

かつて北大の学部生が「自分は体力に自信がないから、会社勤めは無理であり、研究者を目指したい」というのを聞いたことがあります。その学生は、国際私法ではなく別の分野を目指していました(結果的に、大学院の試験は不合格でした)。これは、とんでもない勘違いです。研究者は体力勝負です。ある意味では、会社勤め以上の長時間労働を強いられますし、授業や会議、外部の仕事などの合間を縫って、研究を進め、論文や本を書かなければなりません。

昨年、MP Iハンブルクで相部屋になったマルティン・シャウアー教授は、私より少し若い年齢ですが、「昔は、一〇時間以上続けて仕事ができましたが、今は集中力がなくなった」と言って、よくノートブック持参でアルスター湖畔に出



かけるのを見送りました。年齢を重ねると、研究の蓄積は増えますが、気力や体力は衰えてきます。私は、まだ五時間程度であれば、連続して仕事ができますが、最近、肩こりと眼の疲れが激しく、これ以上は段々と厳しくなってきました。今は東京に住んでいることもあり、早朝からラッシュアワーの終了時までには自宅、昼前から夕方までは研究室、就寝前の数時間は自宅で仕事をしています。

一般に五〇代後半くらいから体力が落ちて、身体の不具合が出てくることが多いからです。若い皆さんは、今のうちに体力や眼を酷使する外国法研究に励み、何冊か論文集を出版して、ある程度の年齢になったら、自分の研究をまとめる位の力は蓄えて頂きたいと願っております。外国法研究だけで一生を終える必要はありませんが、それを超えるものを書く道は、長くて苦しいことです。ご清聴ありがとうございました。

〔本稿は、二〇一五年一〇月三十一日の同志社大学における講演の原稿を加筆修正したものです。〕

(1) もちろん法律学全集の『各論』の新版および『総論』は、出版後すぐに購入し熟読しました。ちなみに、一九七六年に出版された『法曹を志す人々へ』の改訂第二八版は、まだ江川教授の全書を「今日でも権威ある概説書であり、一度は読むべき」であるとしつつ、法律学全集の二著も、「全書にかわって多くの受験生が基本書とすようになって来ている」と紹介しています。

(2) その翻訳書とは、C・P・キンドルバーガー編（藤原武平太・和田和訳）『多国籍企業——その理論と行動』（日本生産性本部、一九七一年）であり、セイモア・J・ルービン「国際企業と各国の法的管轄権」という論文が掲載されていました。その後も、根岸哲助教授（現・神戸大学名誉教授、甲南大学教授）から「多国籍企業の取引活動と法的諸問題」（一九七六年）という非売品の共同研究報告書を頂いたり、曾野和明教授（現・北海道大学名誉教授、帝塚山大学名誉教授）の『多国籍企業問題入門』（青林書院新社、一九七八年）に接したりしました。

(3) 国際法学会編『国際関係法辞典（第一版）』（三省堂、二〇〇五年）では、私とその項目を執筆しています。

(4) 後述の『日本の刑事裁判用語解説』におけるスペイン語部分以外に、一九九四年改正のメキシコ工業所有権法〔国際商事法務二五卷三号（六号）（共

国際私法および周辺分野の研究を振り返って

同志社法学 六七巻八号 三二四 (三四六)

訳、一九九七年)を公表したことがあります。ただし、これらは、ネイティブの人と一緒にした仕事であり、私一人でスペイン語を扱うには、無理があります。

(5) たゞえば、Hans Wustendorfer, *Neuzeitliches Seehandelsrecht mit besonderer Berücksichtigung des anglo-amerikanischen und des internationalen Rechts*, 2. Aufl., 1950; Rudolf Wagner, *Handbuch des Seerechts*, Bd. 1, 1884などをよく参照していました。とくに後者は、海商法の歴史が詳しく書かれており、それに触発されて、中高ドイツ語 (Mittelhochdeutsch) の文法書や辞書を買って、ハンザの海商法の翻訳をしていたら、窪田先生から「ワグナーと心中するなよ」と釘を刺されました。

(6) ホイザーさんは、当時、マックス・ブランク外国公法国際法研究所 (ハイデルベルク) の研究員であり、一九七九年から八三年まで日本初のD A A D講師として、神戸大学・大阪大学・大阪市立大学でドイツ法の授業を担当された後、一九九二年から二〇一一年までケルン大学教授を務められました。本来の専門は、中国法であり、一時期は日本法も研究されましたが (たとえば、宮沢憲法の翻訳書があります)、その後は、再び中国法に特化されたようです。

(7) 現に、一九八〇年に出版したモノグラフ、*Verfächtungskommission, Reederkommission und Identity-of-Carrier-Klausel* は、一三三頁という小著ですし、その後も、膨大な著書のなかで、海商法分野のものは、同程度のものしか見当たりません。シュミット教授は、結局、一九七七年から九七年までハンブルク大学に在籍し、その後、ボン大学教授を経て、二〇〇四年からは、Bucerius Law School (ハンブルク) の教授を務めています。

(8) プトファルケン研究員は、ツヴァイゲルト (Konrad Zweigert) 教授と共に著者で論文を公表するなど、比較法研究者として将来を嘱望された人でしたが、海商法でも業績を残した人であり、*Beschränkte Reederhaftung - das anwendbare Recht*, 1981, 173 S. を公表した後、*Seehandelsrecht*, 1997, 479 S. という大著を出版しています。ただし、比較的若い年齢で亡くなったと聞いております。

(9) さらに、関西国際私法研究会で判例評釈の報告をしたところ、研究会の幹事をしていた大学院生から、「これは、涉外判例研究会として開催したものではないから、ジュリストに掲載することはできない」と言われ、仕方なく自分の大学の紀要に掲載せざるを得なかった、という屈辱も味わっています。「国際間の海上物留運送契約の準拠法を船荷証券の記載により定め、外国法が不明の場合、条理により裁判すべきものとされた事例」(判批) 香川法学四巻一号 (一九八四年)。

(10) この『国際私法年報』は、創刊当時は、「すでに国際私法の雑誌がたくさんあるのに、なぜ新たに必要なのか」というような陰口も海外の研究者から聞こえてきますが、最近では、かなり著名な研究者も執筆しており、評価は高まっていますとみてよいでしょう。わが国においても、主要な法学部のある大学の図書館には、所蔵されています。

(11) この研究報告は、出版予定の本に収録するため、国際法外交雑誌への掲載を見送ったという経緯があります。

(12) ところが、人は、忘れやすいものであり、二〇一五年一月七日の朝日新聞夕刊(名古屋本社版)では、「一体に障害・無国籍一八歳、車いすから転落死」という記事が掲載されています。生後すぐに、不法滞在のフィリピンらしい母親が行方不明になったとだけ書かれているので、情報が不足していますが、国籍法二条二号により日本国籍を取得している可能性があります。さもなくば、フィリピン国籍であって、少なくとも「無国籍」というのは、外国人登録上の記載を鵜呑みにしたにすぎないと思われます。

(13) すなわち、私は、平成一〇年五月二十七日付けの意見書において、「国籍法三条二項は、準正による国籍取得を届出の時からとし、国籍法二〇条一項は、帰化による国籍取得を官報における告示の時からとし、出生による国籍取得と区別していることなどから、国籍法全体の趣旨として、出生による国籍取得について、浮動性防止の原則が導き出される」と書いたところ、大阪高裁は、判決理由において、「準正による国籍取得を届出の時からとし(三条二項)、帰化による国籍取得を官報における告示の日からとし(一〇条二項)て、出生による国籍取得と区別していることからも、国籍法全体の趣旨として、出生による国籍取得について、浮動性防止の考え方が採られているといえる」と書いています。これは、たしかに誰が書いても、それほど大きな差が生じないとも言えますが、あまりに似た表現をされたら、やはり良い感じがしません。

(14) 私の記憶によれば、『国籍法と国際親子法』を出版する際に資料を読み直したところ、草案にすぎないことに気づき、オランダ大使館に英語のメールで問い合わせたところ、マーストリヒト大学のデ・フroot (G.R. de Groot) 教授に転送され、同教授からメールで議会資料を送って頂いたように思います。

(15) アンデレ事件および認知による国籍取得以外の主な所取論文としては、「国境を越えた子どもの移動と戸籍」榎原富士子編『戸籍制度と子どもたち』(明石書店、一九九八年)、「国際人権法における国籍取得権」高見勝利編『人権論の新展開』(北海道大学図書刊行会、一九九九年)、「本国法主義と未承認国家の国籍法」国際法外交雑誌九八巻三号(一九九九年)、「外国における扶養料取立システムの構築」北大法学論集五二巻五号(二〇〇三年)があります。

(16) この雑誌は、外国人登録を廃止し、在留カードを創設する改正入管法が施行された二〇一二年夏をもって廃刊となつています。この在留管理制度の変更については、後述の『国際家族法』序章Ⅵ六を参照してください。

(17) 本書が共著になったり、単者になったりしているのは、弁護士との協力関係をどのように扱うのかに迷いがあつたからです。戸籍実務は、市町村職員の研修などにより、私のほうが弁護士よりも詳しくいらいましたが、入管実務は、やはりその分野の経験豊かな弁護士に協力を仰ぐしかありません。ただし、その方法は、聞き取りであり、原稿は、すべて私が一人で執筆しました。今後も、この良い協力関係を維持したいと願っています。

国際私法および周辺分野の研究を振り返って

同志社法学 六七巻八号 三二六 (三四六八)

(18) 本のタイトルは、法律専門の出版社ではなかったたので、編集担当者の提案を受け入れて、「在日のための……」とか「入門」という言葉を入れましたが、あとで大後悔やみました。

(19) これらの条約に関心を持ったのは、かつてオールド・カマーの国籍取得特例法案および韓国との協定案を独自に作成し、『市民のための国籍法・戸籍法入門』に掲載したことがあるからです。これは、当時すでに戦後五〇年が経過し、今さら日本国籍または韓国国籍のいずれか一方を選択させるだけでは不十分であり、二重国籍も可能にすべきであると考えたからです。その後、自民党が国籍取得法案を公表したことがありますが、二重国籍を認めるという発想は全く見られません。これに対して、旧ソ連の二国間条約では、明確に二重国籍を認める規定があったり、国籍を変更しても、言語や文化などを維持するための支援策が規定されていたりするなど、私の案と共通する点が多々ありました。ただし、時すでに遅く、オールド・カマーの数が急激に減少するなかで、ほとんど注目してもらえませんでした。

(20) ただし、これは、裁判の必要に迫られたものであり、比較法的研究としては、全く不十分に思えたので、「覚書」としたうえ、論説ではなく研究ノートとして公表しています。

(21) 彼らが日本を訪問した際の講演録の翻訳としては、アンドレア・ポノミ「EU域内の食品流通の自由——EU裁判所の豪華なフルコースへのご招待」北大法学論集五五巻二号（共訳、二〇〇四年）およびジャンバオロ・ローマーノ「ヨーロッパ法における非婚家族」比較法雑誌四二巻二号（共訳、二〇〇八年）があります。

(22) MPIハンブルクとの協力関係としては、二〇〇五年から日本法圖書の選定作業を手伝っています。これには、有斐閣のご協力も頂いております。すなわち、毎年春頃、私が出版各社のウェブサイトで先方の要望に合いそうな図書を選定し、有斐閣の作成したフォーマットのエクセル・ファイルに入力します。有斐閣において書名や著者名のローマ字表記などの情報を書き加えたファイルは、バウム教授およびその助手がさらにチェックをした後、有斐閣が注文を受けた本を集め（他社の本を含む）、実費で送ります。このプロジェクトは、有斐閣の江草忠敬会長のご好意によるものです。(23) 法律以外の本も、たくさん読みました。本格的な文学の古典よりも、少し軽めの読み物が多かったと思います（ミヒヤエル・エンデの『モモ』、ジョルジュ・シムノンの短編推理小説、『不思議の国のアリス』の仏伊版、『星の王子様』のカセット・テープは、白水社やランゲンシャイト社のものを聴いていました。今は、電車通勤の際に、デジタル・オーディオにダウンロードした海外のラジオ放送（英独仏）を聴いています。

(24) Glossary of Japanese Criminal Procedure: English, German, French and Spanish, Special Issue of Journal of Japanese Law, No. 8, 2013. = 『日本の刑事裁判用語解説——英語・ドイツ語・フランス語・スペイン語』（明石書店、二〇一三年）。編者は、アンダーソン教授、バウム教授、そして私

です。欧米の慣行にしたがって、アルファベット順に並べました。

(25) 弁護士の多くは、私の意見書をもとに自分で準備書面を作成するというのですが、そう言いながら、私に添削を求めるのは、筋違いだと思います。本件では、事実関係に争いがなかったので、山口弁護士は、むしろ見識ある判断をしたと思います。

(26) ちなみに、なぜ私が父母の婚姻要件だけでなく届出要件や遡及効の否定まで違憲であると主張したのかと言えば、それは裁判の意見書だったからです。原告の最善の利益を図る主張することは、その依頼を受けて意見書を提出する以上、当然のことです。反対の主張は、相手方の代理人がすればよいことであり、原告側の依頼を受けた私が配慮すべきことではありません。これがかつて大阪の裁判で学んだことです。

(27) その要因は、様々です。ちょうど法案作成の作業をしていた時期は、民主党政権の時代であったこと、自公の党内においても、優先順位は決して高くなかったこと、あつせん団体は、もちろん自分たちの活動を制約する法案に反対し、マスコミも、その声を大きく取り上げたことなどを挙げることができます。法案を国会に提出することさえできなかったため、今でも毎年二〇人以上の子どもが日本からアメリカに養子として渡っており、しかもその大部分は、一歳未満であり、日本で縁組を成立させないまま出国する、という先進国としては異例の状況が続いています。

(28) 私は、その後も、あつせん団体の人たちが「愛着障害」をしきりに口にされるのが気になり、発達心理学を専門とする北海道医療大学の近藤清美教授（現・帝京大学教授）とコンタクトをとりました。あつせん団体の人たちは、子どもが生まれた後すぐに（養）親に育てさせなければ、愛着障害が起きるといっていますが、そもそも愛着というのは、仏教用語であり、心理学の学界では、原語のまま「アタッチメント」というそうです。しかも、アタッチメントは、子どもの成長過程に伴って、徐々に形成されてくるものであり、出生後すぐに障害が起きるわけではないことは、臨床的に実証されていると教えてもらいました。私は、さらにドイツ民法の立法や改正においても、心理学の成果が取り入れられていることを調べ上げ、「特別養子縁組に対する実親の同意時期に関する考察——ドイツ民法の立法理由を手がかりとして」比較法雑誌四七巻四号（二〇一四年）を公表しました。ドイツ語の「Binding」は、家族法の研究者も「愛着」と訳すようですが、私が「アタッチメント」と訳したのは、このような理由によるものです。

(29) 講演会を伊藤知義教授の授業で実施したのは、伊藤教授がこの地域の法を研究対象としていたことも関係しています。たとえば、クロアチアのタチアナ・ヨシボヴィッチ教授は、私よりも伊藤教授のほうが長い付き合いですし、その他の国の研究者が来日した際にも、講演の内容については、伊藤教授から多くのご教示を得ました。

(30) たしかに、私も、裁判に関係する場合は、各国の立法例を羅列したことがあります。それでも、国籍法二条三号については、棄児を自国民の子と推定するだけの立法例とあくまで無国籍の防止を目的とする立法例の二種類があり、わが国の立法が後者に属することを明らかにし、また認知による国籍取得については、民法上の認知制度の変更が国籍法に影響していることを明らかにするという一貫したテーマがあり、単なる立法例の羅列で

はなかったと信じています。

(31) この本は、私も短期間のハンブルク滞在中に関わったことがあります。本の冒頭に、香港でイギリス法に準拠して設立されたキリン・ビールが疑似外国会社の例として挙げられていますが、これは、私と一緒に読んだ日本近代立法資料叢書の中に出てきます。

(32) 北大の民法の大学院生がローマ法までさかのぼってしまい、現在は、上智大学で民法だけでなく西洋法制史を教えている例があります(福田誠治教授)。そこまですれば、立派だとも言えますが、これは全くの例外であり、一般的にはお勧めできません。

(33) 「外国における扶養料取立システムの構築」北大法学論集五三巻五号(二〇〇三年)の注56・59・62では、これらの疑問点を紹介していますが、『国籍法と国際親子法』は、注釈書の改訂版によっています。

(34) たとえば、今年の学芸では、会場の早稲田大学に早く着いたので、ロビーで『国際家族法』の原稿(プリントアウト)を修正し、昨年の学芸では、京都大学で『韓国国籍法の逐条解説』のゲラを校正していました。そのように片時も原稿や校正のゲラを離さず持ち歩くのは、研究者であれば誰でもしていることだと思います。仮に原稿をパソコンの画面上でしか見直さない人がいたら、とても研究者とは言えないでしょう。環境保護には反しますが、論文や本を脱稿したら、紙の山が出来上がっているのは、当然のことです。

(35) 本稿は、講演録ですので、講演後に思い出したことを多数注記する。一方で、文献引用を一部省略していますが、悪しからずご了承ください。論文では、このようなことは致しません。

(36) たとえば、折茂豊『属人法論』(有斐閣、一九八二年)について、いろいろ批判をした後に、「属人法に関する観念的な理想主義を高揚する本書は、あたかも、南海にただよう天然記念物の浮島の森にたどるべきであり、そこに展開される貴重な卓見は、わが国の実情に即した具体的かつ現実的な支柱を確保する必要がある」と結ぶ書評が国際法外交雑誌八二巻二号(一九八三年)に掲載されたところ、後に「折茂先生が激怒された」という噂を耳にしたことがあります。

(37) 現に私は、かつて上毛新聞社編『サンバの町から——外国人と共に生きる／群馬・大泉』(上毛新聞社、一九九七年)という本の書評を断ったことがあります。依頼の電話をしてきた書評専門誌の編集者は、法律的な観点からほとんど間違いを指摘してほしいというのですが、私は、むしろ社芸学者に依頼して、評価すべき点を書いてもらったほうがよいと答えました。

(38) ただし、欧米言語での論文の執筆は、現地に到着した後、外国法研究の合間にでもすればよいことだと思います。長期の在外研究であれば、日本にいる時よりも、時間的な余裕がありますし、何よりも外国語漬けの環境のなかで書いたほうがよりスピーディーかつレベルの高いものを書ける可能性があります。